
平成22年第5回大和町議会定例会会議録

平成22年9月9日（木曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君
10番	浅 野 正 之 君		

欠席議員（1名）

6番	高 平 聡 雄 君
----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 平成22年度大和町一般会計補正予算
- 日程第 5 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 6 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 7 平成22年度大和町宮床財産区特別会計補正予算
- 日程第 8 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算
- 日程第 9 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 日程第10 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第11 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第12 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
- 日程第13 平成22年度大和町水道事業会計補正予算
- 日程第14 町道路線の認定について
- 日程第15 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 平成21年度大和町宮床財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 平成21年度大和町吉田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 平成21年度大和町落合財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 平成21年度大和町奨学事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 平成21年度大和町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 平成21年度大和町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計歳入歳出決算の認定について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前10時01分 開 議

4 番 (平渡高志君)

議長、時間前ですが一言よろしいでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)

はい、4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

この前、お達者倶楽部の老人大学の方々が傍聴にいらしたんですけれども、二、三の方々から帰ってすぐ電話いただきまして、傍聴していて全然質問者または町長の答弁が聞こえなかったということで、その方、八十五、六歳、町の功労者でもあるんですけれども、議会広報は必ず読ませていただいて、議会にご関心持って、今回あるということで楽しみにして来たらしいんです。それで、ずっと聞いていて1時間、町長さんの答弁、立派な答弁しているようなんですけれども、全然聞こえなかったと、がっかりしましたということが二、三の方々にありました。それで、せっかく議場が立派でも、せっかく傍聴者があのように多くても、全然聞き取れないのでは意味がないのではないかとことを伺ったもので、その点ちょっと執行部の方々に言っておきたいと思って今質問しましたので、何とぞ後ろの方々がしっかりと聞こえるような操作をしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

ただいまの平渡さんのお話ですが、議会事務局のほうにもお話があって、この間佐々木とみ江さんに傍聴席で聞いてもらっていろいろ調査した経緯もあります。本当に立派な庁舎ができて、議場もこのように立派につくったにもかかわらず、傍聴者の皆さんに聞こえない、あるいはそういう

苦情があったということでは非常に残念でありますので、今後そういうことのないようにお互いに気をつけたいとも思いますし、また質問者、答弁者の皆さんも、この角度なのか、ボリュームなのか、両方影響あるかと思いますが、注意してお話をしていただければと思いますので、お互いによろしくお願ひしたいと思います。（「ボリューム操作できるのか」の声あり）ボリュームはこっちでできるんですか。（「ボリュームは事務局で調整は可能です」の声あり）向こうで。ここではできないんだ。（「議場内の音声は大きくはできます。ただ、あんまり大きくすると音が割れる可能性があるので、その辺調整して」の声あり）特に傍聴者の皆さんがいるとき、やっぱり注意しなければならないと思うので、そのとき確認に行くのかなんかして、そういうことを二度とクレームとか苦情のあるようなことのないようにしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

最高の音声の調整はしているようでありますが、残念なことにそういう方々が、聞こえなかった方々もいらっしゃったというのは事実でありますから、今後気をつけたいと思います。

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議長（大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、5番堀籠英雄君及び7番秋山富雄君を指名します。

日程第2「議案第49号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第2、議案第49号 大和町職員の給与に関する条例の一部を改正す

る条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第50号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第50号 大和町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中山和広君。

15番（中山和広君）

説明によりますと、企業職員の給与の種類の中で地域手当等々が加えられたということがありますが、この地域手当というのはどういうものなのか、改めてそのことについて説明を求めますし、この企業職員ということは本町の場合は水道課職員、今上下水道課になっておりますが、その中の水道職員が該当するかどうか、そのことについてお伺いをしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中山議員さんのご質問でございました。今回の改正につきましては、一般職の企業の条例に批准するという形での改正でありますので、第2条第3項につきましては、従来企業職のほうになかった部分で地域手当等を加えたものであります。

地域手当というのは、赴任地の関係で手当が支給される部分でございます。それから、企業職員に関しましては、上下水道課の職員が該当する部分であります。その中でも上水道の関係者が部分としては特別会計側の部分ですが、上水道の関係の職員が該当します。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第50号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 （大須賀 啓君）

ここで、平成22年度大和町一般会計補正予算を議題とする前に、町長より役場跡地利用検討調書について追加説明をしたいとの申し入れがありましたので、説明を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたが、今お話しいただきましたとおり、一般会計補正予算の中での庁舎跡地検討につきまして補正を組み、一昨日説明をさせていただいております。その中で跡地のものにつきましては、その前日に全員協議会でもご説明を申し上げたところでございますけれども、皆様方からいろいろなご意見とかご質問がございました。そういったことにつきまして、再度町のほうでご説明を申し上げ、その後に補正の審議をいただきたいというふうに思っております時間ちょうだいしたところでございますので、よろしく申し上げます。

詳しくは、担当課、総務課長より申し上げます。

それから、もう一つ、もう1件でございますが、新聞等で今100歳以上に不明の方という新聞紙上になっております。大和町59名ということでございますが、このことにつきましては現段階の状況につきまして決算説明の中でそのことについて担当課からご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

おはようございます。

それでは、議案第51号関連でございますが、役場跡地等土地利用基本計画策定業務委託の部分についての全員協議会で申し上げました、その後ご意見、質疑等をいただいた内容を整理し、追加補足説明を申し上げさせていただきます。

資料としましては、お配りしております説明資料の図面等をごらんいただきながら説明させていただきます。

まず先に、跡地利用の検討に当たっての部分で、ダブる部分もございませうが、説明を申し上げます。

まず、役場跡地等土地利用の検討に当たりましては、総合計画策定時の中心市街地基本構想検討委員会で検討されましたにぎわいゾーン、文教ゾ

ーンとしての双方の機能をあわせ持った位置であることから、この機能を生かした土地利用の提言があったこと、また第4次総合計画第5章に中心市街地の整備の主な取り組みに役場跡地等中心市街地のオープンスペースを活用したにぎわいの拠点整備を掲げていること、このほか入所待機児童や学童保育に対する需要への対応、現大和町保育所の状況や中心市街地と連携した誘客ができる土地利用等を考慮するとともに、役場跡地に保育所ができることにより、子供や父兄の集まりなどからよるにぎわいなども検討に加え、役場跡地の土地利用について総合的な検討を行ったものでございます。

また、子育て支援センターの位置づけについてでございますが、大和町次世代育成支援行動計画後期計画の平成22年3月作成分であります。この計画におきまして特定保育サービスの目標事業量を定めておきまして、地域子育て支援拠点事業は平成26年度までにセンター型1カ所を整備計画といたしているものであります。

この子育て支援拠点整備事業とセンター型という部分であります。子育て支援拠点事業につきましては1. 広場型、2. センター型、3. 児童館型の三つの方法があります。広場型につきましては常設の集いの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取り組みを実施するもの、センター型につきましては地域の子育て支援情報の収集提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに地域支援活動を実施するもの、児童館型につきましては児童館内で一定時間集いの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育てを行うものとなっております。

センター型の具体的な活動の事例としましては、実施主体が市町村あるいは社会福祉法人、NPO法人等の民間事業者委託も可能であること、基本的な事業としましては子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習会の実施等となっております。

従事者につきましては、保健師、保育士等の育児保育に関する相談指導について相当の知識、経験を有する者が当たりまして、地域の子育ての事情に精通した者が当たるといふような形となっております。

このようなセンター型としての機能を持った地域子育て支援センターと

して、ひだまりの丘の児童館跡地への検討を加えたものでございます。

それでは、検討書の位置づけにつきまして、配付しております資料のほうをごらんいただきたいと思っております。

箇所図につきましては、検討書内容の部分を加えました、あくまでも配置図等に加えたイメージ的なものであります。1ページのほうであります。役場跡地等の利用計画書の案であります。

まず、保育所でございますが、中央の赤く塗られた部分、これは建物、また赤字で囲った部分、これが保育所の敷地エリアという形になっております。建物につきましては総2階建てで、面積が1,600平米になるもの。現在の保育所につきましては1,128平米であります。また、園庭につきましては1,350平米。現保育所園庭につきましては約800平米であります。入り口につきましては、ちょうど西道線側から、西側のほうからの出入り口というふうな形になっております。また、保育所エリアにつきましては、ネットフェンスで囲む形になっております。

にぎわいゾーンにつきましては、ちょうど権現堂線側の1,200平米になるもので、緑のエリアになる部分であります。構築物等については、建築物においては建てないで、イベント広場的な機能を持たせるものと考えているところでございます。

消防ポンプ庫であります。青色で塗っている部分であります。出入り口を町道側に切りかえを行い、また吉岡コミュニティセンター駐車場としての整備も図るものでございます。

次に、2ページであります。保育所の土地利用の計画案であります。スクールバスの待機所の場所ですが、青色で塗っている部分であります。スクールバス待機所につきましては吉岡児童館利用者との区分を行い、交通防止安全性の確保を図るものとするものであります。

スクールバス7台の待機所につきましては、町道側から約1メートルほど切り下げをして、周りをネットで囲むような形にいたします。出入り口につきましては1カ所、またバスの通行につきましては国道4号からスタンド側からの入り口と学校給食センター側の入口の2カ所と定め、この箇所より学校側のほうには通行しないような形を考えておるものであります。

また、スクールバスの乗降の生徒さんたちはこの場所で乗降をし、ここまで歩いて正面のほうの入口から通学をするような形になりますし、バス

の待合所もあわせて設置をいたすものであります。

吉岡児童館につきましてであります。現保育所の南側4保育室を充てる考えであります。また、送迎者用駐車場につきましては、ちょうど権現堂線下線のほう、西側のほうに充てまして、ここから父兄、子供さんにつきましてはスロープを利用して児童館内に入るといふような動線を考えておるものであります。

スクールバスと児童館との安全性については、先ほど申しましたとおり、分離をし、安全性を確保いたすものでございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

以上で説明を終わります。

日程第4「議案第51号 平成22年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第4、議案第51号 平成22年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4番 (平渡高志君)

今、説明あったとおり、この補正予算事項別明細書の7ページに今の委託料500万円を役場跡地土地利用基本計画書作成に充てておりますが、今の説明を聞きまして、この前は今の旧役場跡地の半分を借地にしておる、それを売買するか、借地にするか、今から検討というような、この前課長のお話でしたが、この表から説明書いただいたのを後で私しっかり見たら、これは既存の用地は借地とすると、ちゃんとうたっているんだよね。この前は借地にするか売買するか、検討今からだという話だったんですよ。これは結局は借地。ただ、借地にした場合、じゃあこの面積は今幾らでお借りしているのか、金額をお知らせいただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

平渡議員さんのご質問でございます。

まず、現在駐車場として借地をしている部分でございますが、面積にして2,119平米でありまして、月当たり180円、これは坪単価であります、641坪であります、これ月単価180円の部分で借地をしております。

（「ですから、総額、年間幾らですか」の声あり）失礼いたしました。年額にして138万4,624円となっております。

議 長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

これ、役場の駐車場として今借りている分は138万、それ全部でいいですね。今庁舎建っている跡地の中の借地料ですね、これ、138万というのは。うなずいてもらえばいいですから。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

もう少し詳しく申し上げますと、駐車場のほかに消防ポンプ車庫の部分も含まれております。その分は抜けておりましたので、その分が67坪ほどありまして、月180円の14万5,152円というようなことで、合わせまして年額で152万9,776円となっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

ですから、今からこの保育所を建てるとなれば、永久に借りるか売買するか、どちらかでしょうけれども、これとなると借地とするともううたっておるわけですね。今の庁舎が移転する場合、借地であるからして、あの場所を借りた経緯もあるんですよね。ですから、長い目で見て借地にしていいのか、売買、買い取ったほうがいいのか、やっぱりそういう検討はする余裕、課長、あるのかな。これだともう借地とするとうたっているんだけど、今から検討はなさるんですか、なさらないんですか。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

借地の部分が含んでの計画の部分でございますので、借地という考え方をまず置いているところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。8番堀籠日出子さん。

8 番 (堀籠日出子君)

保育所の必要性というのは課長の説明で十分に理解できているんですけども、この利用計画の中で、全員協議会もそうだったんですけども、今回の図面の中にも借地がどの程度まで借地で、あとが持ち分なのかという、全然、線引きでもされていればこの分が借地というのがわかるんですけども、ただ面積だけ言われても、どの程度までの借地だというのがわからないものですから、もう少しこれわかるように線引きなりなんかですて、この利用計画の中にわかるようにしていただきたいと思っておりますけれども。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

借地の部分の線引きの図面を新たに提出させていただきます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。15番中山和広君。

15番 （中山和広君）

今、役場跡地の説明を図面でいただいたわけではありますが、その中でにぎわいゾーン、これはイベント広場的な、そういう機能を持たせた場所にするというお話でございますが、いわゆる地域の名物とか産品、そういうものを生産を育てる、販売を育てるということになると、そのイベント広場的な、民間に、そうすると限られた使い道しかないということでのいいかどうか。もっと、そうすれば、この前全員協議会で私は全体をイベント広場にして、そして保育所は別にしたらどうかという質問をいたしました。ここにどうしてもイベント広場が欲しいということであれば、旧西友跡地の使い道といいますか、それをもっと考えて、ここの部分は保育所全体の敷地ということでの利用、そういう考え方に持っていくという発想はないのかどうか。私は農業の振興、商工業の活性化、そういうものを図った場合、本当にイベント広場的なことで1,200平米の中でそういうものが達成できるのかどうか。それを思ったら、場所を移すということも検討の中に入れる必要があるのではないかとございまして。そのことについてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、3回しか質問がありませんから、次は事項別明細書8ページの特設防衛施設周辺整備調整交付金事業でございます。その中で、18節の備品購入費、小型ポンプ付軽積載車を1台購入するということでございまして。このことについての説明がございました。

そして一方、17ページの消防費、これはことしの当初予算で城内中と城内西の汎用ポンプというんですか、小型動力ポンプ、これが導入後20年を経過しているので、これの予算を削減して軽の積載車1台を買うということではありますが、そうすると、そういう導入計画、町としてそういう車に積んだそういうポンプにする計画、それからいわゆる小型動力ポンプの更

新計画、そういうものを立ててそれに基づいてこの計画が出てきたのかどうか、そのことをまずお伺いしたいということと、今回導入する軽積載車の購入目的、これは何のために購入するのか。以前には、山林警らのために積載車を購入するということで配置をした経緯がある。今度の目的は何なのか。それから、予算を減じた城内中、城内西にはどういう対応をするのか。その辺も含めて、まずお伺いをしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中山議員さんのご質問でございます。

まず、イベント広場のとらまえ方ではありますが、構築物等を建てないでイベント的なものというような考えをお示しさせていただいたところがあります。ここの箇所については吉岡八幡神社関係でありまして、島田飴とかやぶさめとか、そういった行事もありますし、また町でやっております丸ごと市関係もあります。このほかの部分も含めて、また町でいうと産業まつり関係、こういった部分も含めて、そういった部分でのイベント的な部分も含めた形でやっていったらどうかというようなことがございます。

それに、地域の産品関係につきましては、農協さん初め、そういった形でのこれからの協議も出てまいるかと思うんですが、夕市・朝市というような考え方の導入もどうなのかというようなこともあります。

今現在、吉岡コミュニティセンターのほうには観光物産協会が導入、入っておりますので、その連携も当然考えていかななくてはいけないのかなというふうに考えておるところでございます。

土地に関しましては、現在のある町の土地を利用した形での計画というような形で押さえているところがございます。

続きまして、S A C O 予算に関しましての部分、それから8節の消防費の部分でありますので、一括でお答えさせていただきます。

今回、S A C O 予算を利用した形で軽トラタイプの積載車付きの消防車の購入を予定するものであります。当初の予算では城内中、城内西の小型

動力ポンプの更新という形をお願いをしていたんですが、現在の利用状況から見ますと、団員の軽トラにそのポンプを積載して現場に向かうというふうなのが現実の消防の対応の形になっております。なかなか軽トラを持ってきて、それで積載をしてそれから現場に向かうというふうな、そういう状況、さらには今の家庭の生活の状況というような形も含めると、軽トラを持っている団員もだんだん少なくなっているような状況もございます。あわせて機動性の初動動作の活動に素早く対応するための部分として、積載車付きの軽トラタイプの導入を図るというようなこととなります。

利用目的につきましては、前段で一昨年購入した4人乗りタイプでは山林警らとか巡視警らもあったんですが、同じような形で地域のより身近な部分でのそういった巡回、広報関係も含めてそういった活動も当然出てくるのかなというふうに思っております。

あと導入計画部分であります。現在、45台ほど小型動力ポンプが町内にはあるわけです。各分団、班ごとに大体1台あるような形になっておりますが、そういった形での部分で45台全部を更新するのもなかなか難しい状況もありますし、各分団それから消防団との連携の中で整備計画については調整を図っていきたいなというふうに考えております。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
中山和広君。

15番 (中山和広君)

まず、イベント広場、にぎわいゾーン、これは先ほど申し上げたように、単発的に島田飴まつりに使うとか産業まつりに使う、そういうのではなくて、毎月定期的なそういうものも開かれ、朝市・夕市の話が出ましたけれども、これは私はなぜ重要なことかということ、先ほど申し上げたように、この町の産業をどういうふうにして振興するか、それにどういうふうにかかわりを持たせるかという大きな目的というものが無いと、ただ単にこの広場の一部につくったにすぎない。それとあわせて商業の活性化、そういうものを図られるような場所にすべきだということから質問している

わけでありまして、ただ単に年に1回、2回のそういうイベントに使うのであれば、そんなものは今までのような形であって十分なわけですから、そうでなくて、もっとこの町をにぎわせる、そういう大きな目的を考えた場合、この場所でいいのかどうか。むしろそうであれば、先ほど申し上げたように、旧西友の土地を、あれだけ広い土地があるわけでありますから、しかも中央商店街に面した場所にあれだけの広場があるわけですから、それを私は活用すべきだと。今もまるごと市では一部使っているようでありましてけれども、そういうところを具体的ににぎわいゾーン、イベント広場にするということのほうのそういう考え方の発想に立たないのかどうか、そのことをまた、くどいようですが、お伺いしたいというふうに思います。

それから、消防の積載車の導入、これはだめだというのではなくて、そうであれば更新はこういう形で今から更新していきますよと。それから今46台と言いましたか、45台、それを各班に配置をしているわけでありまして、それを今度は消防団のことにもつながってくるわけでありまして、班の統廃合をしながら具体的な使い道、使い方、そういうものも考える必要があるだろうと。そういう計画もなくて、しかもこの軽の積載の車を購入するということになりますと、いつ、更新時期ですね、法定耐用年数があるわけですから、自動車の場合、そういう経費はどうか、車検はどうか、保険はどうか、そういうものも含めた消防計画、導入計画というものを示すべきだというふうに思うわけです。これだと、ちょっと話が変わりますが、今度の導入するものはまほろばホールに車庫を設けた、いわゆる城内東班に配置をするということでありまして、城内中班と城内西班についてはそれぞれどうかかわりを持たせるのかですね。それから、もう一つは自動車ポンプ、中町班、上町班とのかかわり、それはどういうふうにするのか、出動はどのぐらいの予定しているのか、そういう計画は持っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中山議員さんの再質問のお答えを申し上げます。

まずにぎわいゾーンの考え方でございますが、町で整備する部分、それからやはり地元の商工会、商店街の皆様がどのように活用していただくのか、積極的な活用的な部分、これも必要かというふうに思っております。まるごと市は確かに議員おっしゃるとおり、西友跡地等を利用して開催しているわけですが、新たな土地を求めるのではなくて、今の跡地を利用した中で動線としてその中心市街地への誘客の仕方、これなども大事ではないかなというふうに思っております。今お祭りやっても、例えば島田飴まつりやってもなかなかあのエリアだけ、旧役場前あたりだけの部分であって、そのお客さんたちがじゃあ中町とか上町のほうの商店街まで行くかという、なかなかそういった動線がとられていないのも現実でございます。そういった部分をやはり地元の商工会、商店街の皆様とどういった形の利用活用を図れるか、それがまず大事ではないかなというふうに思っております。ハード面の部分とソフト面の部分での組み合わせ、これをどういうふうにしていくか、これがこれからの進めるに当たっての大きい課題であるかなという認識をしておりますし、そういった中身での検討も加えているところでございます。検討書の中にも地元商店街の皆様の主体的な利用について期待をするというふうな形でも掲載をさせていただいているところでございます。

次に、小型積載車の軽トラの部分でございますが、まず班の統廃合とか、こういうのはちょっと今、消防団団員の関連もございまして、その部分については特に考慮していない部分でございますし、現体制の中での執行かなというふうに思っております。各班にそれぞれあるわけありますので、全部が更新できるかというやはり軽トラでありますので、法定点検関係もありまして、常時走っている部分もないわけありますので、10年から十二、三年ぐらいかなというふうな想定はしているところでございますが、それらの更新の部分も含めた中で各分団、各班の中での配置等については協議をこれからも行っていきたい中で、計画を取りまとめていきたいというふうに考えております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

中山和広君。

15 番 （中山和広君）

私の考え方となかなか合致しないんですが、くどいようであります、イベント広場については、私はその単発的なことだけで使わせるという、そういうもったいない使い方ではなくて、くどいようだけれども、この町をどういうふうに産業を振興し、商業を育てていくのか、にぎわいを持たせる、そういう役割というのは私はすごく大きいと思います。

そうした場合、言葉じりをつかんで言うわけではないですけれども、例えばこの場所でのにぎわいゾーン、八幡神社での例えば島田飴、それからいろんなお祭り、産業まつり、それが今課長の答弁で中町にもつながり、上町にもつながり、下町にもつながるような、そういうふうにするということ、そういう全体、これは商工会とのつながり、関係、いろんなのが出てくると思いますが、そういう場所をつくらせる、各地域にですね。そしてそこを誘客できるような、お客さんが歩けるような、そういうものにしていく。今回の、私、農業の振興の中でお話を申し上げましたが、そういう仕掛け人になる、それが私は町だと思えます。それが町であり、観光物産協会、そして商工会、農協、そういう方々が連携をして、そういうこの町のあり方というものを考えていかないと、ただ単にこれをつくっても意味がないと。私はそういう意味合いからこのことについて、それをつくるんだったらもっと西友の跡地、あそこからその広がりを持っていったらどうかという、そういう私の発想ですから、そういうことも考えの中にあるかどうかということ。まずそれが、くどいようですが、今回3回目ですから、それをお伺いしたいと。

それから、消防のポンプ、これ買うなど言うのでなくて、どういう計画をつくるのか、そしてどういう年次をもとにこれを導入していくのか。管理はどうするのか、車庫はどうするのか。これからの導入したことによってのランニング経費、コストですね、そういうものはどれだけかかってどういうふうにしていくのか。それを導入することによって、消防費が増額していくわけですからね、全体的に。そうした場合はどうなのか。そういうことも含めて考えていかなくてはならないと。それから、常備消

防のこともあるわけです。いろんなつながりの中でどうするのかということも含めて考える必要があると。

私は、これもくどいようだけれども、これまで吉田、宮床、鶴巢、落合には山林警らをするということで、しかも個人の車に傷をつけたり、いろんな問題があるから、これは買わなくてはならないということで買って、それを利用して今山林警らやって、山火事防止、そういう予防活動と申しますか、そういうのに取り組んでいる。今度の場合は、ただその班にポンプをつける車が軽トラックがずんずん少なくなってくるからという発想だけなのかどうか。そうした場合は、じゃあ班の編成だとか使い方、そういうものも含めた計画というのが当然あって、その中からこういうふうを導入するんだというものがないと、ただ思いつきで購入するという、私からすればそういうことになるんですよ。やっぱりいろんな計画が出て、その中で議論をして、そして方向を決め、実施すると、そういうことがあってしかるべきだというふうに思いますので、改めてこのことについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

中山議員さんのおっしゃっているイベント広場的な、単発的な物の使い方では産業振興にはつながらないのではないかと、やはり町、物産協会、商工会なりの仕掛け人となってやっていく部分も大事ではないかというようなお話でございました。確かに単発の部分ではつながらないというのは当然私も考えは同じでございますので、どういった形がこのイベント広場というふうな部分を使って町の産業につながる部分が出てくるのか、また中心商店街が活性化を図られるのか、これについては何度も申し上げてあれですが、商工会、地元商店街、この皆様と協議を重ねて、この方向性については打ち出していきたいなというふうな考えであります。

それから、消防ポンプ、小型動力ポンプ付きの軽トラの積載車のことでありますが、詳しい実施計画までの部分では策定までは至っていないのが現実ではございますが、導入に当たりましてはやはりこれからの消防のあ

り方について、これからの部分では初動体制の部分とか、各班の消防団員の意識づけの部分からもこのような小型動力ポンプ付きの軽トラの導入を図るといような形で進めておるものであります。議員おっしゃるような部分の肉づけの部分もまだ足りない部分も、おっしゃるとおりある部分もあるかと思しますので、これからそれらの作業を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。10番浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

今、前者が質問しました消防についてお伺いしますが、私も消防団平団員で39年過ごさせていただきました。極めて規律ある訓練もなされ、それぞれ地域の安全防災といえますか、そういう観点からも消防団、今振り返ってみれば、なかなかやっぱり地元にはなくてはならない重要な組織なのかなというふうに再認識しておりますが、この消防費のあり方、考え方、例えば常備消防、大和町の負担金約3億円、2億9,000万ですね、21年度。それから、町の消防団、いわゆる消防費が約4,400万ぐらいですか、年間。そうしますと、常備消防に対する町の考え方、あるいは大和町消防団より町の消防団、消防に対する、何といえますか、位置づけといえますか、その辺のところをきちんと整理しておく必要——今整理なさっているかもしれないんですが、私の認識不足かも知れませんが、ちょっとその位置づけについて、考え方を説明してもらいたいと思います。

それから、事項別明細書の18ページでありましたか、教育費の2目の事務局費の中で報償費4万円がありました。地方教育行政点検評価員、今までは教育委員がそのセクションを担っておったというふうな話。今度は一般町民がやる、5名分だというふうな説明だったんですが、もう少しこの中身を詳細についてご説明をお願いしたいと思います。以上。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

浅野議員のご質問でございますが、消防団、それから常備消防と非常備消防、消防団との位置づけのことでありますが、議員もご存じのとおり、常備消防の部分と消防団というのは相互補完の関係にあるかというふうに思っております。初期消火も含めて、大規模火災等も含めた部分についてはもちろん常備消防の黒川消防署のほうでやる部分が多いと思っておりますが、やはり地域の身近な部分での活動に関しては消防団の活躍が担うところが大きいのかなというふうに思っております。

初期消火に当たる部分のほかに、先ほどから出ております山林警らとか常時の消防の防火活動とか、あとは消防団員としての地域での活躍部分、そういった部分でもすみ分けがされているのかなというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

まず、8節報償費のことでございますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものが平成20年に改正になっております。その中で、教育委員会の責任体制の明確化ということで、そのことの位置づけの中で教育委員会については学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うことということにされております。

それを受けまして、町では20年度から点検・評価を行っております。20年度については、19年度の教育委員会の事務に関しまして点検・評価を行っております。それが第1回目ということになります。それからことしでは、ことし3回目ということになります。

1回目、2回目につきましては、最初の1回目につきましては社会教育委員の高橋議長さんに評価委員としてお願いしまして、事務の点検・評価を行っております。2回目、昨年につきましては教育委員の方お二人、それから社会教育委員の方お二人ということで委員になっていただきまして、事務の点検・評価を行っていただいております。今回につきましては

は、3年目ということで、その点検・評価のやり方については、国等からの特段の指示はありませんので、その自治体独自で点検・評価を行うということになっておりまして、町ではそういった形で毎年やり方をいろいろ工夫しながらやり方を変えてきているというふうなことでございます。

ことしにつきましては、一般町民の方5人の方をお願いしまして、教育委員会の事務を点検・評価していただくこととしております。

今回、点検・評価していただく対象ですけれども、21年度の大和町の教育基本方針に基づく学校教育並びに生涯学習における重点事業を対象としております。そして、評価委員の選任に当たりましては、教育委員会の事務を班ごとに分けまして、教育総務課のほうの学務班の担当する事務、それから学校給食センターの事務、それから生涯学習班の事務、体育振興班、それから公民館ということで、それぞれ分野に分けまして、それぞれ担当の評価委員を当てまして評価していただくといういこととしてしております。評価委員会につきましては、4回ほど開催の予定としております。

評価していただく具体的な内容等につきましては、最初21年度の事務事業について町のほうから説明申し上げました。そして、それを受けまして、点検・評価委員の方が特にこの事業について評価をしたいというようなことを二、三挙げていただきまして、それについて再度詳細の説明をしながら点検・評価をしていただくというふうな段取りとしているところであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

消防にいわゆる常備消防あるいは町の消防団、消防費ですね、いわゆる常備消防の場合は当然現場、もちろん想定内に入れて訓練等々いろいろやっている、あるいはもちろんそういう活動をなさっておる。町村ごとの消防団というのは、あくまでもこれは予防的な、そういうものが主体だと私は認識しておるんですが、もちろん現場があれば最終的に地域の消防団員が鎮火するまで当番するというか、そんなことになるんだろうと思うんですが、もしそういう視点から考えた場合に、この軽トラが今2台あるわけ

ですね。今度3台目になるんですか。これはそういう導入計画、さっき中山議員も言うておりましたが、さっき言った、前段で言いましたものを基礎にして考えた場合に、この消防団員の軽トラックにエンジンポンプを載っけるのが大変だというような言い方もなさっておったんですが、それだけの理由ではないでしょうが、その辺の導入する、設置するというか、そういう明確な考え方、理由づけをきちんと整理しておかないとだめなのかなという感じがしないわけでもない。2台についても山林警らということで、そういうことで導入したんですが、きちんと、だったら山林警らのために導入するんだという理由づけが少し甘いのかなというふうに思わざるを得ないんですが、その辺の考え方をもう一度お聞きしておきたいと思います。

それから、この地方教育行政の点検・評価、これは内部組織でやっているというふうなイメージがぬぐえないんですね。内部の方が内部を点検するんですから、めり張りは私はきいていないというふうに思う。すべて否定するものではないんですが。事務の評価だと。もしよかったら、点検表を見せてもらいたい。その辺は公開できるのかできないのか。私の考えではできるんだろうとっておりますが。そこにやはり教育、再三再四、申し上げておりますが、人づくりのためには絶対これは避けて通れない問題でありますから、ましてや今成績云々でいろいろと騒いでいる状況の中で、教育の必要性、極めて大事でありますから、この内部の今の点検のあり方、もう少しお聞きしておきたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

浅野議員の再質問のほうでございますが、小型動力ポンプの軽トラタイプの導入に当たっての部分であります、消防団の活動の部分としましては地域の安全安心の確保が最優先かなというふうに思っております。そういった活動の中で、初期消火への迅速な対応が当然あるのかなと思っております。常備消防の来る前の部分で、地元にある関係から、より近い部分での初期消火への迅速な対応も当然出てくる部分もありますし、そのほか

防火査察とか、あと夜間部分の特別警戒とか、そういった部分も当然任務として出てくる部分があるかと思えます。

現在、山林警らについては昨年、一昨年購入いたしました各地区、第2から第5までの分団で山林警ら等もやっておるわけではありますが、その中にある秋の特別警戒の部分での夜間での警戒・巡回、これらもありますので、そういった活動も出てくるのかなというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

ご質問にお答えいたします。

内部組織、内部の方がやっている、そういったイメージが強いというようなことをございます。確かに第1回、第2回につきましては教育委員なり、社会教育委員の方に評価委員となっていていただいて評価してもらっているというような経緯がありまして、どうしてもそういった内部の方の評価というようなイメージがあったところです。

そういった反省を踏まえまして、今回は第三者的立場の方の意見をいただきたいというようなことで、人選に当たりましてはその辺を気をつけながら評価委員をお願いしたところです。といいながらも、その事務にある程度精通していないと評価も難しいであろうというようなことをかんがみまして、それぞれ役職を持った方々をお願いしております。

例えば教育総務課学務班関係の評価委員につきましては、児童館の運営委員をやっていただいている方をお願いしているということ。それから給食センターについては過去に給食審議会の委員の方、メンバーになっていただいている方に入ってきていただいていると。それから、生涯学習関係では学校支援地域本部事業のコーディネーターの方をお願いしているというようなことで、それで第三者的な立場でご意見をいただけるような方々を委員としてお願いしているところで、ある程度評価につきましても第三者的立場から評価をいただけるものと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

この評価の仕方、知識層あるいはそういう知識を持った方、精通した方というふうなことだと思うんですが、それも必要でしょうね、確かに。しかしながら、今は異業種間交流という言葉がありますけれども、必ずしも教育現場あるいは教育に精通した方、あるいはそういう経験のある方、そういう仮定で考えた場合、恐らく到達点は見えておると。やはり全然今までタッチしなかった、そういう分野に関係しなかった方でもきちんとした物事の考えのある方、いっぱいいると思う。ですから、募集の仕方、これはやっぱりもう少しオープンに、でなければ公募するぐらいの、そういうのも選択の方法だと思う。あとその辺の考えを聞いて、質問を終わります。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

法律的には国のほうからの指示でも、特にこういった形でやりなさいというようなものは示されておられませんので、町独自でそういった評価の方法なり、評価委員の選任についてはできるものと考えております。そういったことから、今年度につきましてはそういった形で5人の評価委員というような形でやらせていただいておりますけれども、今後のあり方について、来年度以降のあり方については公募ということも一つの方法とは考えられますけれども、そういったことも含めまして検討したいというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

ご質問ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

先ほど1回質問したものですから、議長のお許しをいただければ、先ほどの質問に対しての関連で質問したいと思うんですが、よろしいでしょうか。

先ほど借地による線引きを図面にしてほしいということを申し上げましたが、それでこの土地利用の計画案の中でなんですが、園庭、今現実には約800平米あるんですけども、これ1,350平米で、何か私この図面を見ると狭いような感じがするんですけども、これで園庭の分の広さは十分にとれるのでしょうか。

それから、駐車場の件なんですが、ここに載っている駐車場というのはコミュニティセンターの来客用の駐車場なんですか、それとも保護者用の駐車場なんですか。だとすると、保護者の送迎の駐車場はどこになるのか、ちょっとこれ教えていただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

堀籠議員さんのご質問でございますが、まず園庭の部分でございますが、図面上、尺等がある関係で、比較的になんとなくあれかなというような部分もあるかと思うんですが、現在の保育所の園庭が800平米、想定しております園庭が1,350平米というふうなことで、保育所の基準の中では園庭、1人当たり3.3平米というようなことで、120人にしますと、基準

から申しますと、396平米あればというふうな状況かと思えます。それとの比較の中になるのかなというふうに思っております。

それから駐車場であります。図面で示した部分については、吉岡コミュニティセンターの来客用の駐車場でございます。子供たち送迎用については西側の部分、玄関入り口の部分もありますが、この部分で想定しております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

園庭につきましては、この広さでは十分だということになるんですね。120名の幼児を保育するためのこの園庭に対してはこの広さでは十分だということの課長の答弁だと思うんですけども、それからこの駐車場、送迎の駐車場はこれ西側になるわけなんですか。西側に来て、この玄関と書かれているところ、ここから入るといいますか。こちらの東側にある玄関というのは、これは何に使う玄関なんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

園庭の広さはこれは十分かということの最初のご質問でございますが、基準が120名の場合は396平米ぐらいということでございますので、基準の部分よりは大体3倍ぐらいの広さにはなるのかなというふうに想定しております。

それから、父兄、子供たちは西側のちょうど町裏西道線のほうから入るような形になりますので、ここに送迎用の車の駐車場も置くスペースを設けたいというふうに考えておるところであります。

それから、矢印の部分であります。これは子供たちが園庭に出る部分の出入り口になります。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

この園庭なんですけれども、今は運動会なんかするときには中学校の体育館をお借りして運動会やっているわけなんです。去年は園庭で約80平米の園庭の中で保育の時間をずらしながら運動会をやったわけなんですけれども、ですから1,350平米の中で全体の運動会としてこの園庭を使って運動会ができる広さなんですか。これで質問終わりなんですけれども、この広さで運動会、幼児、子供たちが全員ここに集まって運動会できる広さになりますか。

議 長 （大須賀 啓君）
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

ここの箇所図はイメージという形で前段で申し上げさせていただきましたが、全体的な広さの部分の、園庭も含めたですが、箇所図にしては基本計画策定の中での作業の部分も当然出てくるのかなというふうに思っております。にぎわいゾーン、それから保育所、さらには保育所内の園庭の関係、それについては総合的にまた判断をさせていただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。17番大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

いろいろ役場跡地についてご意見が出ていました。私も前回、全員協議会で借地を利用しようとしているからいい案が出ないのでないかという意見を申し上げました。その中で、これが古い建物の図面は書かれているんですが、この土地が何人から借りてどんな形になっているのか、構図をまず出していただきたいと、こんなふうに思います。

さらににぎわいゾーン、これは商工会としてありがたいお話でございます。そんな中で、そのにぎわいゾーンを利用してやる場合の駐車場をどう考えているのか。実際、借地としてこういうものを建てれば50年も借りることになると思いますし、その辺考えますと、先にも申し上げましたが、新しい企画が必要でないのかなと思っておるところでございます。そして、にぎわいゾーンだけつくっていただいて、町の活性化につなげていきたいなど、もらえたと、こんなふうに思っておりますが、その内容についてお伺いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

まず、大崎議員の第1点目の構図の部分でございますが、堀籠議員の借地の線引きとあわせた形の部分で図面的なものでは提出をさせていただきたいと思っております。

それから、にぎわいゾーンに関連して駐車場のお話ございましたが、ここの図には載せておりませんでした。現在、旧役場庁舎で使っております第2駐車場がございますが、そちらのほうの利用を考えております。常時は保育所の職員等の駐車場に、またイベント等ある場合、土日関係についてはそういったイベント関係者の駐車場というふうな考えでおります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

そうすると、職員の駐車場をとということなんですね。今現在、庁舎へ移ってから3カ月なるんですが、使わないのはそのまま、解除はしていないわけだね。みんな地代として全部払っておるところなんですか。そして、駐車場については何ぼ面積あるんだか、その辺についてもお聞きしたいと思います。そして、借地利用、幾ら払っているんだか。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

第2駐車場につきましては、現在も借地をしている状況でございます。利用につきましては、前段でもお話ししたかと思うんですが、学校のイベント関係の授業参観等々の利用、またお祭り等での駐車場の利用にしているような状況になっております。

現の駐車場の面積等について、ちょっと今資料のほう探しておりますのでお待ちください。

第2駐車場として借りている部分が394坪でございます。使用料につきましては役場駐車場と同じ月180円でありまして、年額で85万2,000円ほどになっております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

大崎勝治君。

17 番 （大崎勝治君）

この中で、公図出てきて、どこからどこまで借地なのか境が今のところわからないわけですが、そういうことを考えればもう少しこの件については町として検討するべきであると思うんですが、その辺について、あんまり急がなくてもこれからの長い目で考えた場合のことを考えますと、もう少し検討する余地はあるのではないかなと思うんですが、その辺について、町長いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この跡地につきましては、役場庁舎新築決定の中で、この跡地につきましても今後どういった利用をしたらいいかということでさまざまな立場から検討してまいりました。また、いろんな立場からのご意見もちょうだい

してまいりました。その中で、利活用をしていって、そしてにぎわいゾーンと、または文教ゾーンと、そういったものを活用すべきであるというご意見等もいただいた中で検討してまいったところでございます。そういった中で、町としましては、今回提案させていただきましたこの保育所とにぎわいゾーンという形の利用を考えているところでございまして、現在のところ、こういった活用をしていきたいというように考えて提案をさせていただいております。

議長 （大須賀 啓君）
9 番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

今お話ししております役場跡地利用計画に関連して質問させていただきます。

にぎわいゾーンという考え方を取り込んで、要は商業振興、産業振興に大いにこの場所を利用したいというようなことだと思います。先ほどからのほかの議員さんのご質問等々にも答弁出てまいりますが、やはりイベント広場的な感覚がちょっと私も受けるんですね。前者が質問した中山議員のお話を聞きますと、むしろ吉岡商店街の中にある旧西友跡地を購入して、もうその辺にぽんと持ってきたらいいんじゃないかと。私もやっぱりそういった意見にもなるほどなと思ったところです。

ただ、こういった八幡神社と関連したイベントというのは結構年に何回かあります。また、町としても囀炉裏まつりであったり、今まで米まつりですか、産業まつり、そういったもの、この道路を封鎖して開放してやっているというふうな使い道があるので、今後は道路を使わないで使えるというふうなゾーンとしては非常に利用価値があるんだなと思っています。

そこで、せっかくこういったところがあるので、産業振興という観点からして、ここにやはりちょっとでもいいんですが、地場産品の宣伝できる箇所とか、常時そこで売れる場所とか設ければ、イベントだけじゃなく、常時ここに人が出てくるんじゃないかと。こういった形で今、保育所もここに来るとなれば、若い方々、いろんな方々も出入りするわけなので、やはり今のメインの商店街を見てもそういったものを扱っているところもあ

りませんし、簡単に言えば大和町の物産品が常時その辺で買えるというふうな、南川にあるはなやか広場の支店みたいな感じですかね。そういったイメージで新鮮なものがいつでも買えるとか、あと新たな産品をそこに置いて常時買えるとか、そういったものもあれば年じゅう通してにぎわうのかなというふうに思いますので、そういったものがとれるかどうか、そういう考えがあるかどうか、お聞きいたします。

それから、もう1点お聞きいたしますが、河川費の中で、説明資料16ページ、土木費の河川費の中で、20メートルのオイルフェンスを購入するというふうになっています。河川費の中でのオイルフェンスですから、いろんな川はもちろん沼、そういった湖沼に油類とかが漏えいした場合の対策というふうなことなんです、これは今までもうオイルフェンスは置いているんであらうと思いますが、今まで過去、そういったオイルフェンスを使うぐらいの大きい事例というのは何件ぐらいあったものか。あと、これの収納箇所というか、それは何カ所かに分けて置いているものなのか、1カ所にまとめて置いてあるものなのか、その辺お伺いいたします。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

馬場議員さんのご質問でございますが、にぎわいゾーンを利用した形での町の物産品、これを常時的な形での販売等ができないものか、そういった形でのぎわいづくりに町の商工の振興につなげられないのかというようなご質問の内容でございます。このことにつきましては、議員おっしゃる部分は当然かなというふうに思っております。やはり常時的な部分とイベント的な部分の区分けも当然出てくるのかなと思っておりますし、あくまでも商店街への動線というような、先ほども申し上げましたが、そういった部分のつながりをどういった形をつないでいくのか、議員ご提案の部分も一つの方策ではないかなと思っております。そういったことも含めて検討の部分はこれからも出てくるのかなと思っておりますし、関係団体、商工会や商店街の方々とも、もちろん町もそこに入る必要がありますし、J

A農協さんのほうも入る必要があるかなと思っております。そういった部分も含めた中での検討は当然必要かなというふうに思っております。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

河川費の備品購入費のオイルフェンスのお話でございまして、今回購入するのは20メートル分を購入するわけですが、これまでの油流出事故、時折ございまして、現在オイルフェンスを設置している箇所がございまして、直沢ため池に設置しております。これは北部工業団地から油流出がありましたので、その後の経過を含めまして設置している部分がございまして、それから、先日落合で油流出事故がございました。その際に身洗川に設置したところで、身洗川との用排水のところで分岐のところに1回設置しております。こういったことで事故もございまして、そういったことで予備的な部分でまだ補充をしておきたいというふうに考えておいたところでございます。また、その収納場所につきましては高田の倉庫に置いてございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

さっきの役場の跡地利用、ぜひそういった考えを盛り込んで、やはり常時皆さんがそういったところを目的に集まっていたかということ、同時に町中がにぎわうということにつながると思うので、できるのであればそういうものも取り入れていただきたいというふうに思います。

それから、オイルフェンスの今の事例とかなんですが、今一般家庭でもそういった灯油であるとか、重油はさほどないんでしょうけれども、工場関係ふえていますね。やはり一たん用水路から漏れると、農業用水とかそういう河川に流れ込むという事例がよく新聞なんかで見受けられます。いつ

でもそういった事例があった場合はすぐ対応できるように、ある程度高田の倉庫でいいのかどうか。もちろん消防署もありますから、そっちでもそういった事態の場合には対応はするんでしょうけれども、ある程度そういうポイントポイントで分散も考えたほうがいいのかなど。大きいときには持ち寄ってそれに対応するというようなことが必要なのかなど。やはりタンクの容量も一般の家庭でも結構500リットル近いタンクを持っています。町中だといっても漏れないということはないですし、一たんあそこに流れるとそれが通じて河川に行っちゃうということで被害が大きいと思いますので、そういう対応を考えるべきだなと思いますので、いま一度課長のほうから答弁をお願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

油流出事故に関しましては、早急に対応しなければならないわけがございます。特に農業用水排水路に入りましてからの処理が大変でございますので、早期に図るためにオイル吸着マット、オイルフェンスを張れないところが多いところもございますので、吸着マットもあわせて購入をしてございます。その備蓄もしてございます。河川に、あるいは河川への水の流入箇所、広いところにおいてはオイルフェンスを張って流出にならないようにとめるという対策をしていきたいというふうに思っております。細かいところではオイル吸着マットが一般的でございますので、その備蓄もしてございます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。13番大友勝衛君。

13番 (大友勝衛君)

役場庁舎跡地ということで、さまざま議員の方々からご意見あったようですが、また町長からもこの経緯については中心市街地の整備計画に基づいたそれぞれの委員会等々のご意見の中でこういった策定になったという

ことですが、私自身端的に見て、そういったご意見いろいろあったものをこの場所で一つに皆片づけようという、そんな気がしてならないということ、まず1点申し上げたいと思います。

ただ、その中で保育所、これ2階づくりということで、保育所の機能として、機能的にこれがベターなのか、理想的な保育所なのか、まずその辺の考え方をお聞きしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

大友議員からのご質問でございますが、お示しをした保育所の2階づくりの部分でございますが、この2階づくりの部分につきましては保育所の面積等勘案した中での想定で2階づくりにしたものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今そういうことであれば、やはりここにすべてのにぎわいゾーン含めてそこに包含すること自体がまず問題ではないのかなというふうに思うわけですね。やはり前に保育所につきましても、園児がふえた、児童がふえたということで増築をしたり、さまざまな今までの流れがあったわけですが、将来的にその辺踏まえた中で果たしてこれで間に合うのか。やはり望ましくなければ、もう少し用地を広くとって専門的にここを保育所で使うとか、そういった考え方があっていいのではないかと思うんですね。後で不都合が出たり、使い勝手が悪い、さまざまな問題があるとすれば、ここでしっかりと検討すべきではないかと私は思うんですが。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

使い勝手とか将来的なこととかいろいろあるというふうに思っています。ただ、一つの園で経営をする場合に、園といいますか保育所ですけれども、人的に何人でもというものはなかなか難しいものがございます。やはり管理の問題、そういったこともありまして、定員とすればやっぱり100名、120名ぐらいが一つの園としてやっていく分にはそのぐらいの人員の確保といいますか、ということで、将来を見据えてそれ以上の規模でやるということになりますと、それはまた経営の問題といいますか、運営の仕方につきましては課題が出てくるということもございますので、そうなればまた別の園というふうな考え方も出てくるんだというふうに思っております。したがって、始めから200人、300人というものも想定した保育園というものの準備というものはなかなか実際の運営上、子供たちの十分な保育に対しての責任の問題等出てきますので、なかなかもっと大きくという部分については、できれば避けて、120ぐらいが一つの目安ではないかということで考えております。したがって、今後の将来のことを考えて、もっと大きく広く場所を確保してということにつきましては、面積の広さはあるとしても人員的なものとしましては120ぐらいが一つの目安というふうに考えておるところでございます。

また、平家、2階、それぞれのもがあると思います。平家であればもちろんいろんな上りおりといった部分についての安心感等々もあるというふうに思っておりますが、今回の場合はこの土地の利用ということももちろんでございますけれども、今後求められる地域といいますか、求められるものが保育所であるということもありますし、それからにぎわいという部分で、保育所がにぎわいというわけではございませんけれども、保育所に来る子供たち、または一緒にお母さんが来るとか、そういった部分でのにぎわいという役割とか、そういったことについても大きな期待もしております。

また、吉岡小学校、大和中学校というスクールゾーンというのはいやはりそれは一つのゾーンのエリアとして、これは大切なものだというふうに思っております。そういったことから、この跡地につきましては今回の保育所とまたにぎわいゾーン、同じことの繰り返しになりますけれども、そういった部分の利活用がよいという判断をしたところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

当然この問題は何か私は聞けば苦肉の策でないのかなという感じがまだぬぐい去れないんですけれども、やはりこういった将来的にずっと使うわけですから、もう少し理想的な保育所にすべきじゃないのかなというふうに私は思います。それとあわせて吉岡中心地に民間の保育所等々も当然あるわけですが、やはりその辺についても鶴巣、落合、吉田含めて、こういった保育を今後どうするのか、その辺も検討されたのかなという、何かその辺はこの役場跡地に限った中でこういう議論されていないのかなというふうな気もしますし、そういったことをもう1点お聞きしたいと思いますし、あと小型自動車ポンプですね、過去に既に設置された積載車等々についての車庫等の問題ですね。当然、今までの過般のポンプ収納のポンプ小屋ではちょっと使い勝手悪いし、多分入らない小屋もあるんだろうと思います。こういった面の、今苦肉の策でいろんなところをお借りしながら収納しているようでありましてけれども、やはりそれらもせつかく整備したものについて管理がしやすい、使いやすいような倉庫も当然整備していかなければならないんだろうというふうに思いますけれども、3回目ですので、その辺含めてご答弁いただければというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず位置的なもので、大和町全体の他の地区のことも考慮にというお話でございます。もちろんそういったことも必要でございますし、そういった場合に中学校の再編もそうございましたけれども、やはり子供たちの育っていく環境というものにつきまして人的なもの、そういった一緒に切磋琢磨といいますか、そういった形でのことも大変大切だろうということで中学校の場合は再編をいたしております。他地区につきまして、そういった部分について、子供たちにつきましてもやっぱりそういったことは必

要だろうというふうに思います。それぞれに置くということがなかなかできなくなった中で、児童館も通所型から自由来館型に変えさせていただいた経緯がございます。その中でもやっぱりそういった保育が必要でございますので、その保育をする場所を確保するためにということでございまして、どうしてもこういう言い方はまずいかもしれませんけれども、どこからも来やすい場所といたしますか、そういったことになれば真ん中のほうにいたしますか、こういった場所が適切な場所ではないかというふうな考え方でございまして、そういった中で全体を見た中での位置づけもここでしておるところでございますので、ご理解をお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

一昨年、昨年と購入しました小型動力ポンプ積載車の車庫につきまして、各分団のほうでそれぞれ用意をさせていただいて、そこにおさめていただくような形で消防団との協議の中で進めているような状況になっております。

議長 （大須賀 啓君）

いいですか、あれば。大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

それでは、3回過ぎましたんですけれども、お許しいただきまして、ただポンプ小屋ですね、いつまでも変則的な、要は吉田については愛林公益会の倉庫とか車庫をお借りした、こういったことも聞いていますし、やはりきちんとした将来的に向けてこれらを整備しなければならないんだろーと思います。いつまでもこういった間借りのな、分団に任せたとはいいいながら、必ずしも望ましい形で今保管されているわけではないと私は思っていますので、やはりその辺検討すべきだろーと思いますけれども、今はそういう各分団にお任せだからいいんだという話では私はないと思います。もう一度お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ポンプ車でございますけれども、ポンプ車につきましてはいろいろご意見あるところでございますが、今後そういった形で今小型ポンプからポンプ車に今度はだんだん切りかえていくということで、消防団の方々とそういった方向性を出しているところでございます。確かに車庫等々についても課題は出てくると思います。消防団にお任せするというのではなくて、消防団の方々と相談をさせていただきながら、今後のあり方、具体的なローテーションとかそういったことも今後出てくると思いますので、その辺は消防団の方々としっかり調整をさせていただきたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
11番鷓橋浩之君。

1 1 番 （鷓橋浩之君）

私も役場の跡地の関係でした。この間全員協議会ではちょっと狭いのではないのかと、保育所の関係なんです、今回2階にしての提案でございます。この2階にすることによって120人の定員が収容できるという説明でございます。借地はそのままというようなことで、今後借地のままでこの計画を進めるということなんです、この保育所の計画、今後町立なり、あるいは認可保育所のようなタイプなり、いろんな整備の手法があるんだろーと思いますけれども、認可保育所のようなタイプの何かそういうものを考えるのであれば、これは借地というようなことになると、その借地料というのはどういうような形になっていくのかなという心配があったもので、その点お一つ伺いをします。

それから、やはり皆さんおっしゃっているように、何かこの4,000平米のところ産福一切全部ぎゅうぎゅうと押し詰めるというような印象は否めないわけなんです。それで、いろいろ中心市街地の活性化の関係とかいろんな目的、機能、保育所を含めて持たせるわけなので、二、三の方々

からいろいろお話もありましたし、かつて私も一般質問等で提案をした経験があるわけなんですけど、旧西友跡地、これはぜひ今回の計画とあわせて、それも含めた計画づくりというのは考えられないのか。

というのは、保育所の入り口がちょうど西道線になるわけですよ。これは非常に狭いわけですし、西友を使うことによって、これ升沢吉岡線、吉田のほうからだと真っすぐにここにぶつかってくるというような形になるので、その辺を含めてあそこを使うというようなことはいろんな意味で有効的ではないのかなというふうに私も思うので、いろいろ今回の計画は計画としても、そういうものを含めて考えられないのかということをお町長さんにひとつ伺いをしておきたいと思います。

それから、S A C O 予算の関係なんですけど、今回の交通施設というようなことで、流通平の舗装改良工事がS A C O 1億2,000万のうちの7,300万をここに投入するわけなんですけど、これはどうしても私は流通平ということになると、やはり進出した企業、これは町のためにということにはなるわけなんですけど、そのためにこのS A C O 特定調整交付金を使うと。何と申しますか、整合性、これ疑問を感ずるわけなので、こういうふうに出た経緯、これでいいのかどうか、その考え方をお伺いしておきます。まだまだS A C O となれば使い道があるんじゃないかというような思いからの質問でございます。

それから道路新設改良費、今年度から何か国交省補助の道路整備事業ではいわゆる事務費等の計上ができなくなったというような説明でございました。いろいろ会計検査院の指摘等々というようなお話だったんですけど、これは本町では検査院の指摘に何も問題なかったのかどうか。

それから、いわゆる補助事業の中で、今回から一般財源で全部措置するようになるんでしょうけれども、今までは事業費の何%ぐらい認めていただいていたのか、お伺いしておきたいと思います。

それから河川費、これ賃金11万1,000円なんですけど、三峯の防災調整池の除草、これなぜ今除草なのかということですね。もうそろそろ草もほとんど繁茂する、特にことしは猛暑で繁茂がひどかったわけなんですけど、これ2回目でないですよ、今年度。2回目の計上なら別なんですけど、なぜ今回計上かということをお伺いしておきます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、最初の土地の利活用について、西友というか、エンドーチェーンが持っているわけですが、あそこも利用できないのかということでございます。あの場所につきましては商店街の真ん中でございまして、ご案内のとおり、あそこからエンドーチェーンが発祥したということでございます。由緒ある場合でもございますし、町の真ん中ということで、利活用についてはちょうどあそこが抜けてしまうことによって商店街がちょっと切れるところもありますので、利活用ということ、まずできればそういうこともやりたいという思いはございますけれども、よその土地ということもございます。

あと以前に、地域の方々とあそこの利活用について話し合ったことがございました。随分二、三年も、もう少し前でしたか、そのときにいろいろ商店街の方々ともお話し合いをしたときに、なかなか場所的にはあるんだけれども、どういう活用をしたらいいかというのが意外に難しい場所であると。道路として真ん中抜けば、それは今度できるあそこの道路につながるということはございますけれども、そうになってしまうと周りの両サイドしか利用できないとか、そういった部分でハードを建てればまた別なんでしょうけれども、いろいろ話し合ったときになかなかアイデアも出なかったこともございました。

今回こういったにぎわい市とかの場所とかそういったことも、もしなればまたご相談をすることが出てくるというふうに思っております。すぐできるとかという問題はまた別としまして、そういったあそこも絡んだ、そういったご意見等も出てくるのではないかなというふうに思っております。こういった活用をするか、あそこをそのまましておいていいというものではなくて、活用した中でのまちづくりということは、やっぱりそういったものは、こういった方法でやるかは別としまして、必要なことというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

S A C O 予算の関係でございます。今回 S A C O 予算をお願いしている部分につきましては、4年ぶりというようなこともございまして、S A C O 予算に係る事業計画の中での選択を行っている状況でございます。選択に当たりましては、町道関係の改良関係の路線関係、それから消防関係の部分、また社会教育施設関係の整備関係の部分、そういった部分の中から今回、上舞野線ほか1路線のほかに流通平1号線の部分の舗装改良の工事を計上させていただいたものであります。この路線につきましては、議員ご存じのとおり、P E V さん、プライムアース E V エナジーさんが増設に係る部分の工事の関係も終わりました、いよいよ本格的な生産活動に入るというようなことでありますので、それらに対応する部分の製品関係や部品関係の搬入の流通関係の部分が車両の関係も多くなるという部分もありまして、舗装改良に取り組むものであります。また、期間につきましても、第2次内示が11月というようなこともございまして、その後に合わせる工事期間も含めた形で町道の1本の部分で全体を完了させる目的の部分で流通平1号線を計上したものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

それでは、国交省の補助事業の事務費の件でございます。本町で会計検査院等の指摘はないのかということでございますが、これまでは指摘はございませんので、そういったことには該当してございません。

それから、今まで事務費はどれぐらいになるのかということでございます。この補助事業の事務費のとり方でございますが、事業費が5,000万円までにつきましては6.5%、5,000万を超えて1億円の分については5.5%、それから1億円を超え3億円以下の部分については3.5%、3億円以上の場合2%、こういった計算方法で算出してございまして、本町で平

均して大体事業費の5%ぐらい該当してございます。その使い道は、その事務費のほぼ8割ぐらいは職員の給与でございまして、その他事務雑費等で使わせていただいているというような状況でございます。

それから河川費、三峯の防災調整池の件でございます。昨年も除草作業、大々的に行ったわけございまして、それで本年度につきまして大丈夫かなというふうな思いはございましたが、この暑さ等も影響して下草が大分出ておりましたので、その対応で今回遅ればせではございますけれども、対応したいというふうに考えたところでございます。よろしく申し上げます。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)
 鷗橋浩之君。

11番 (鷗橋浩之君)

さっきの西友の土地の関係なんですが、いろいろ今までの経緯、経過、町長からお話があったわけなんですが、ぜひ私は今回のこの計画、やはり狭いところに産福一切といいますか、そういうものを盛り込んであるような印象が強いわけですから、あの部分をいろいろ含めた上でこの中心市街地、そして役場土地利用計画、これをぜひ努力して仕上げさせていただきたいなという思いからの質問ですから、ひとつ町長の考え方をもう一度お願いします。

それから、SACOの関係なんですが、そういう流通平、プライムアースEVエネルギーの関係、それはわかりました。SACO予算は何にでも使えるんだろうと思いますけれども、これはやっぱり私からしますと、あれやっぱり企業で産業振興というような部分からの意味合いはわかるわけなんですが、このSACO予算というのはまたこれ違った意味合いが私はあるのではないのかなというのが、これ王城寺原に米軍演習が来るときの思いでございます。防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律の中の調整交付金というのはこれは特別なんだろうというふうに思っております。やはり演習場周辺なり、及び演習場なり、その周辺、その辺から起因するさまざまな障害をどう解決するかというような使い方、これはやっぱり一番ではないのかなというように思いをするわけなので、そういう意

味から、もう一回ひとつ考え方をお願いします。

それから、道路事業についてはわかりました、河川費なんです、今回かかるんだというようなことなんです、あわせていろいろ調査をしていたと思うんですが、あそこの防災調整池は結局排水の関係で水を完全に抜くというようなことができない構造になっているということで、どうしても15センチぐらい水がたまっているような状況。ことしだけではないんですが、あの周辺から管理の上でおいがするんだというようなお話が前からあったわけなんです、それらに対する苦情の調査等々やっておるのかどうか。一番最初、三峯が入ったあの辺の際にはユスリカの問題が非常にあの辺で問題になって、いろいろコイの稚魚放流したりなんかしたんですが、ことしはにおいというようなことの苦情があるようですが、そういうの対応なさっているかどうか、お伺いしておきます。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

役場跡地の利用、産福一切というお話でございますが、決してそういうことではございませんで、図面上こういう配置、まず今回はこういうものを置くということでやらせていただいております。にぎわいゾーンにつきましては、ご案内のとおり、そういった人がにぎわって集える場所、またあそこでいろいろなイベントも今やっている中で利用していただいているところもありますので、それにも活用できるようにということで考えております。ここのエリアの配置とかそういったものにつきましては、これはあくまでこういったものをということでございますので、概算で出させていただいておりますけれども、この辺につきましてはもう少し詰めていけばもっと違った形も考えられるというふうに思っております。

西友と関連をしてというお話、この辺につきましては先ほども申しましたとおり、全体とすればそういったその位置づけ、エンドーチェーンさんの考え方ももちろんあるわけでございますけれども、そういったものの中であの位置がそれだけの商店としての位置を占めてきた中心的な場所でもあることを考えれば、あそこをあのままあいている状況で商店街という

ものがにぎわいの場と言えるかといったときには疑問があるというふうに思っております。

先ほども申しましたけれども、今後こういったにぎわい広場の利用法等もお話しする機会もある中で、今後のまちづくりの中でこれをどういうふうな考え方で、まず商店街の人たちがどういう考えをするかということもございまして、そういったことも含めながらまちづくりについて、そういったものも含めた中でまちづくりを今後考えていく必要はあるというふうに思います。

それからSACOの考え方でございましてけれども、おっしゃるとおり、王城寺原の演習場というものがあってのものでございまして。そういったことでもございましてけれども、大和町全体として大きくとらえて考えさせていただければというふうに思っております。もちろん基本的にといいますか、もともとそういった状況でこの補助金 coming というのは十分認識した中で、町全体の必要なところへの利用によって全体の整備等ができるように考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。それについては課長のほうから申し上げます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

三峯の防災調整池の関連で、においの件でございましてけれども、かねてご指摘をいただいていた部分もございまして、調査をしてございまして、本年度なんですけれども、暑い時期が連続して続いたということと、水の渇水状況もあったということと、それから番水で水を入れているというようなことで、そういったことから水を入れかえたり、あるいはそういったものがなかった、また雨もなかったので、そういった部分で調整池の中の水が滞留する状況が重なったということにおいになったのだろうというふうに思っております。

きのう、おとといでしたか、雨が降りまして、それでにおいは大分なくなりましたというようなお話もいただいておりますけれども、そういった水の入れかえが重要なんだろうというふうに思っております。そういった

番水をうまく使って中の水を少し入れかえをしながら対策をまずはとって
いきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。
再開を1時とします。

午後0時06分 休 憩
午後1時05分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）
少しおくれたことをお詫びします。
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
午前中からご審議いただいております議案第51号 平成22年度一般会計
の補正予算についてでございますが、いろいろ午前中のご審議もいただ
いた中でございまして、今回の土地利用につきましての補正予算、調査費
500万につきまして、もう少し町のほうでも検討させていただくというこ
とで、今回はこの案件につきまして取り下げをさせていただきたいという
ふうに思っております。そういうことで、この案件につきましては取り下
げをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願
いします。

議 長 （大須賀 啓君）
暫時休憩します。

午後1時06分 休憩

午後1時37分 再開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

先ほど補正予算につきまして、土地利用基本計画策定業務委託事業につきましての補正につきまして取り下げということで申し上げたところでございますが、取り下げという言葉撤回させていただきまして、事業の見直しを含めて時間をかけて検討させていただきたいという考え方でございます。したがって、補正予算の計上につきましては、当初皆様方にご提案させていただきました予算の中でのご審議をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

質問ありますか。ほかに質問ありますか。浅野正之君。

10番 (浅野正之君)

今の町長の発言からすれば、取り下げではなくて内容を再検討してまた提案するという解釈で、歳入歳出合計は変わらないんですね。そういうふうに解釈していいんですね。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

浅野議員おっしゃるとおりでございます。金額的には変わらないと。内容につきましては、再度町としては検討いたします。また、このことに

つきましては今までお話ししたとおり、いろんな機関からのご意見等もいただいた中での考え方の提案でございました。我々としてはそういった考え方でございましたので、今後議員皆様方のほうにもいろいろご議論いただいた中で議会の皆様方の個々のご意見もさることながら、議会としてのまとまったご意見とかそういったこともお聞きしながら、そういったものを取り入れて一番いい方法を考えてまいりたいと、このように考えております。

議長 （大須賀 啓君）

ほかにありますか。3番伊藤 勝君。

3番 （伊藤 勝君）

19ページの文化財保護費なんですけれども、修繕費料が22万7,000円ということで伊達家住宅のカヤぶき屋根を直すのか何かちょっとと思うんですけれども、22万で、大和町の文化財としてしっかり修繕するべきだと思うんですけれども、この値段でしっかりした修繕ができるのか。普通だと足場代ぐらいに終わるような感じにも思われるんですけれども、その辺お伺いいたします。

議長 （大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

伊藤議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。文化財宮床伊達家住宅の屋根の修繕というふうな形で、22万7,000円の補正予算額をお願いしたところでございます。これにつきましては、雨漏りがあるというふうなご指摘がございまして調査いたしましたところ、わらぶき屋根の最上部の棟部分が壊れていたというようなことが判明いたしまして、この部分の取りかえというような形で修繕というような形を考えたものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

カヤぶきの入れかえと言っていますけれども、全体から見たときに本当にもう修繕の時期に、全体が修繕の時期に入っているんじゃないかと私自身は思っていたんですけれども、この辺でやっぱり今後2年、3年のうちに全体的な修繕というのはどう今後していくのかお聞きいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

カヤそのものの修繕というような形のご質問かと思うんですがございますけれども、このカヤぶき屋根につきましては大体10年ぐらいの経過というふうな形で経過いたしましたものでございまして、かなり劣化が認められるというふうな状況はございます。それで、とりあえず今後数年内にこういった状況を調査しながら、おいおい考えてまいらなければならないものかと思うんですけれども、ただし、こういったものを修繕する技術につきましては町内にも昔おったんでございますけれども、近年は大分少なくなっております、費用が大分かさむというふうな状況もございまして、今後いろいろ調査を進めながら検討してまいりたいという形で考えておるところでございまして、以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

カヤ自体も集めるのが大変だという、一般質問でも前やったことがあるんですけれども、職人も少ないということで、やっぱり計画的にしっかりそういう材料を集める職人を探す、いろんな部分でしっかり見直しが必要ではないかなと思うんですけれども、ましてや由緒ある伊達家の住宅跡地

ということで、宮床の人たちが一生懸命いろんな形でやっているみたいで
すけれども、そういう部分で本当に文化財だという意識をもう少し持って
いただきたいなと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁要りませんか。（「はい、いいです」の声あり）

ほかにございませんか。14番中川久男君。

14 番 （中川久男君）

説明資料17ページの住宅管理費、工事請負の209万8,000円、西原住宅の
3棟の解体と。これ2団地なのか3団地なのか、その辺の状況と、また先
般解体をし、更地になっておりますものに対しての町としての管理、雑草
の除去なり下刈りなり、いかようになっているのかなと思いますので、ぜ
ひ前回5件、今回3件、2団地であればそのまま継続なのか、3団地なの
か、その辺をまずお聞きいたしたい。

あと前者にも関連しますけれども、新庁舎の東側の防災用地、ため池で
すね、これ夜歩いている方々、ことしはこの暑さですから、その辺の調整
池、防災用池というんですか、ため池、その辺の水の管理というのは、水
が降らないから水を入れないとか、雨が降ったときの水をためるのか、す
ごく異臭して、散歩している方が役場庁舎の東側、そこには将来的に近々
にバスターミナルが設置されるような交通ターミナル的なものが考えられ
ておるわけですがけれども、異臭がする、非常に環境にふさわしくない防災
ため池でないのかなと。この辺の管理は町としてどのように思っているの
か。逆にそういうお電話などあったものか、ないものか。近い話ですか
ら、ぜひこの東側のため池、やっぱりその辺の管理、どのようになってお
るかをお聞きします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

住宅管理の工事請負費の木造住宅の解体の件でございます。今回、解体

します木造は西原第2住宅団地と第3住宅団地にあります、あいている住宅3棟を解体撤去するというものでございます。更地となった土地の管理でございます。雑草が生い茂っているところもでございます。今回の補正で賃金で4万4,000円ほど置いておりますが、更地となった箇所の除草をこの人夫賃で行っていきたいというふうに考えております。

なお、今回の解体につきましては、今後の管理のことも考えまして、10センチほどの敷き砂利をして草が生えないような形で考えていきたいということで、この経費の中にはそういった今後の管理の部分も含めての予算の内容になっておるところでございます。

それから、新庁舎隣の防災調整池の件でございますが、先ほどの三峯の防災調整池の状況とよく似ている箇所でございます。農地からの排水の部分もありますし、あるいは降った雨の、そこに雨水をためてという防災の調整池でございます。天候が続いて水の流れがよくなかった部分もございいます。そういったことにおいがしたのかなというふうな思いでございます。

過日降った雨で大分においもなくなっているところではございますけれども、どのように管理していくかというようなことでございますが、どうしても防災調整池、水が出るところですけれども、そこから約15センチぐらいは土砂だめの部分がございいます。その部分に水がたまっている、滞留する、流れが悪い部分もございいます。周りに堀のような形で流れるような形ではつくってはいるんですけれども、流れがよくない部分もございいます。まずこういった形で土砂だめの機能も持ち合わせた防災調整池となっているので、なかなか大変なところもございいますけれども、水を入れながらあちこち攪拌しながらやっていければなというふうに思っているところでございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

中川久男君。

14番 (中川久男君)

水を入れながらということが、このような猛暑の中ですから、水も不足しているとは思いますが、やはりそういうような、いつ使わなくて

はならないということでもないんでしょうけれども、防災池ですからやっぱりだれもが見てもきれいな、雑草群団の調整池ではうまくないのではないかなと。その辺の管理並び、逆にそういう方々のある程度の協力も得られるような地域づくりなり、まちづくりにしていただきたいなと。

あと2団地、3団地、3棟のうちどちらが1棟でどちらが2棟なのか。3棟、3棟とはいうものの、今後予定される、現状でもあいている住宅があるわけですがけれども、そういった見通しはどのようになっておりますか、お聞きをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

防災調整池の管理については、今後も留意してまいりたいというふうに思っております。

それから、住宅解体のほうでございます。西原第2団地2棟、第3団地1棟を考えております。第4団地のほうにも1棟あいているんですけども、これは次回のほうで考えていきたいというように思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第52号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第52号 平成22年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第53号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第53号 平成22年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16番（桜井辰太郎君）

ケアマネジメント事業について伺います。これ減額した理由については、社会福祉士の退職による減額措置というふうに解釈したんですが、この内容について私が聞き間違ったのか、まずお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

人件費の部分だと思うんですけども、2節から4節までにつきましては4月1日の職員の人事異動に伴って全体的な職員の異動による人件費の調整でございます。それから、7節の社会福祉士の賃金につきましては、年度末で町の職員である社会福祉士が退職しましたので、今年度から臨時職員として社会福祉士を採用しておりますが、6カ月分、今後さらに必要というふうなことでの増額の計上でございます。よろしくお願ひします。

議 長 （大須賀 啓君）

桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

臨時で採用しているということではありますが、地域包括支援センターには社会福祉士、介護士あるいは保健師、3名が必要であるというところから、私は臨時任用ではなくしてやっぱり将来優秀な方を採用して企業やあるいは事業者との、あるいはそういう受ける側との関係をうまく調整できるような、そういう仕事をやっているわけにありますから、検討していく、きちんとした採用していくという、理事にしていくという、そういう考え方が必要ではないかというふうに私は思うんですが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

ご指摘のように、やはり当然資格を有する者の必要性がありますので、23年度の採用というようなことで今予定をいたしております。正職員としてですね。

議 長 （大須賀 啓君）
桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

じゃあ、ただいまは資格者ということで資格のない方を採用しているわけではなく、資格のある方をきちんと臨時任用として採用しているということでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

資格を有する者の臨時職員として採用いたしているということでございます。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第54号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第7、議案第54号 平成22年度大和町宮床財産区特別会計補正予算

を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。4番平渡高志君。

4 番 (平渡高志君)

事項別明細書の47ページの総務管理費の2目財産管理費の中の交付金、今回は難波愛林共同組合に51万5,000円を支出したというようなご説明でしたが、これ覚書があったということで、最初はやらなかったのを今回やるようになったと。これに関連して、鶴巣地区で昨年幕柳の山を売却した、その立ち木を幕柳地区に8割、町が2割ということで分配した。その中の1町3反歩に中学校の学校林があったんですよ。それをあのときは覚書がないような話で400数十万が町に入れたと。やはりその後いろんな方々に、何で学校でおれたちはずっと植林してきたんだと、先輩たちが。私もしたんですよ。ただ、あのとき財政課長は学校でした覚えがないというような答弁だったんですけども、その後皆さんから私はすごい言われました、苦情。何で今まで、我々も植林したという方々もいて、それを何十年と管理して、一銭も地元に入らないで町に全部入ったと。そのこと、いかにも覚書ないからと、既成事実があるにもかかわらず、覚書あったからこっちは払った。それは合併前の話ですからね、植えたのは。その件、課長、その後検討、いろいろ調べたんですか。幾ら書類がないからといって、合併前の話ですからね。それを400数万、立ち木だけで40万の四三、十二、500何十万が入ったわけですよ。その8割はやはり地元でもらわなきゃならないというのが大方の意見なんですけれども、いかがでしょうか。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

財産区の管理に関連しての昨年の幕柳の町有林の売却に関する学校林ということでのお尋ねでございました。

いろいろご意見いただきましたので、その後いろんな調査もしました。

学校の三十年誌とか何十年誌という部分についていろいろ確認をいたしまして、学校林のほうの作業に行ったというんですか、大分新しくなってからのことでございますけれども、そういったところが載っていたことはございましたけれども、今回のように契約書あるいは覚書、協定書、明確にそういった内容を示すようなものについてはまだ確認はいたしているところではございません。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

4 番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

ですから、当時ですから、そういう覚書も何も書かないで、村のことで、それで鶴巣村時代にPTA会長をしていた、町会議員をやった沼田孝一さんが議長をやっていたんですよね。議員ですか。その当時、PTA会長をやっていたと。それで全部あそこ幕柳地区に植林をさせて、その割合で貸していたんですよね。それを一部を学校林としてやったらいいのではないかとしたことまで私はちゃんと聞いておりますし、それを植えたという方々もいるんですよね、確実に。それをずっと何十年と中学校で毎年下刈りをしてやってきている経緯があるんですよ。ただ覚書がないから、契約書がないから、それは違うというのではおかしいんじゃないかと思うんですよ、私は。合併後だったら、それは正式な契約書とかあるけれども、合併前の話ですからね。それを今になって何もなしから町のものだという話ではないと思うんです。幕柳の方々には全員立ち木補償をやっているわけですから、立木補償。何で1町3反歩だけあそこに町有林があったのかということ自体おかしいと思わなかったんですか。あそこ全体、本当は幕柳地区で借り受けて、その一部を中学校に貸したというような経緯なんですよ。そういうのを調べないで、ただ覚書がないからだめだよというのでは、今まで作業を何十年間やってきたのはどうなるんですか。ただ中学校がなくなったから、私はそこまで騒がないと思ったんですけれども、ただ、鶴巣も振興協議会というのをつくって、先輩たちが今までやってきたそれぐらいはもらわなきゃならないといった中で、鶴巣の振興のためにそれを使おうというような計画までしているんで

すよね。それを一銭もやらないで、それはちょっとおかしいんじゃないですかね。町長、その点どうですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういう歴史的にいろいろ経験をしたという方、いろいろおいでになるというふうに思いますけれども、我々はそういったものを判断する場合には、やはりそれなりの何ていいますか、役所ですから、役所と言われるかもしれないけれども、そういった書類とか手続とかそういったものが明確でないものに対しては、もちろん調査はいたしますけれども、そういったものがあって初めてそういった実行に移れるというふうに考えます。いろんな歴史があってそういった考え方、やったことがあるとか、そういったご経験の中でお話ということでございますけれども、だれがいつでも判断、人はどんどんかわっていくわけですから、そのために書類というものが必要だというふうに思っていますし、そういった中でございますので、調査さっきやったという話で、なかなかそれが見えないということでございます。そういった中でございますので、なかなかお支払いするという判断する材料、お話を聞いてということでございますけれども、その辺の判断するものにつきましては、我々町に入ってきたお金、みんなのお金になるわけでございますから、お支払いするに当たりましてはやはり慎重なる判断はしていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

これ合併前の話ですから、町長、それはその後の町制施行になってからきっちりしたというんならわかるんですけども、それはそのまま鶴巣村のものは自然と町のものになった経緯もあります。部落のものだと思っていたのが経理上はもう大和町のものになっている、そういう感じになった

んですけれども、そこまで子供たちがずっとやってきて管理してきて、ただ書類ないからそれで終わりですよというのでは、私は余りにも心が通っていないような政策でないかなと、政治でないかなと思っているんですよ。聞けばわかりますから。何で私も財政課長にちゃんと事前にいろいろな人たちから聞いて、年代別に聞いて、そして進めてくださいという、私も質疑した経緯ありますよ。私も下刈りして、私の下も下刈りしているんですから。それで20歳以上の人たちも植えてやったんだという経験。それを課長が知らないということ自体、あなたがサボっていたということなんだね、その下刈りに対して。下もいるんだから。そういうのを私は今になって幕柳地区で何千万という金をもらったと。何で学校でもらわないんだと。今になって皆さんが知れてきて、私のところに苦情が来ているんですよ。ただ覚書がないとかそんな、既成事実というのがあるわけですよ。そういうのにやっぱり町長、血の通ったそういう政治はできないんですか。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

血が通ったか通ってないかということ、気持ち的なものと、我々として判断する部分と、そこには難しさがあるというふうに思っております。血が通ってないと言われるかどうか、あれでございますけれども、やはり我々判断する段階におきましては、多くの方々にご理解をいただく材料が必要と思います。地域の方はもちろんでございますけれども、それ以外の地域の方々にも。そういったこともございますので、そういう判断する部分には非常に我々も課長も大変心苦しいところがあるというふうに思っておりますけれども、やはりそういったものの判断をするに当たりましては一つの基準といいますか、そういったものをしなければ我々としても判断するに当たっての基準がないと難しいところがありますし、その基準をもってよし、悪しということではないですけれども、右か左か判断をしなければいけないというふうに思っておりますので、そのことについて心が通っていない、血が通っていないという判断をされれば、それは我々として

残念ではございますけれども、ある面そこは甘んじてそういったお言葉を受けざるを得ないときもあるというふうに思います。（「わかりました」の声あり）

議長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第55号 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議長 （大須賀 啓君）

日程第8、議案第55号 平成22年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第56号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第56号 平成22年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第57号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第57号 平成22年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第58号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第58号 平成22年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12「議案第59号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第12、議案第59号 平成22年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 (鶉橋浩之君)

非常に単純な質問なのですが、浄化槽、農集排、下水道と今流れてきたわけなのですが、戸別浄化槽では2名の職員の給与計上している。前の農集排では1名、下水道事業では3名。この職員の計上の仕方、これは何を基準にしてこういう数字になっているのか。この際ですから伺っておきたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 (堀籠 清君)

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。上下水道課の業務につきましては水道事業と公共下水道事業、さらに農業集落排水事業と合併処理浄化槽と、その四つの事業でもって業務を分担してございます。その中で大きく業務を分けますと、それぞれの事業の区分で工務班、技術関係と、あと事務系の総務班というようなことで分類されておりますが、そういった中でその事務のボリュームなどもちょっと時期によりまして変わってくることもございますので、そういった部分を考慮しながら分担をしているという考え方でございます。以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長 (大須賀 啓君)

鶉橋浩之君。

1 1 番 (鶉橋浩之君)

仕事のボリューム、予算のボリューム、いろいろあるんだろうと思いませんけれども、結果的にはこのことが、会計は最終的に決算で赤字決算になっていないわけなのですが、そういう決算でなくとも、いわゆる起債の上限とかいろんなものに結びついているわけですね。予算の多寡によるものでもなし、業務の量というような今説明もあったんですが、それにつけてもちょっと納得のできない配分のあり方かなというような思いがありましたので質問をしたわけなのですが、これはずっと前々からそういう組み立

てでやられてきたのかどうかも含め、さらに一般会計等々の繰り入れの問題もあるんだろうと思いますけれども、もう少し詳しくお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

上下水道課長堀籠 清君。

上下水道課長 （堀籠 清君）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。これまで公共下水道事業、農業集落排水事業、特に大きく事業費を要しながら整備を進めてきたというふうな部分もございますし、水道事業も補助事業でもって進めてこられた場合については当然事業費見合いの部分で人件費相当額、補助事業で対応できると、その事務費の80%まで限度額として対応できるというふうなこともございましたので、そういった中でのできる限り一般会計等への負担を少なくした中での人件費は計上してきたところでございますが、ここに来て公共下水道事業、農集排水事業も大分事業が進捗しまして、そういった中で今後の負担を考えたときに、当然維持管理費等についての経費も相当額要しますので、そういった部分での負担も考慮しながら計画をしているというふうな状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第60号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第13、議案第60号 平成22年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第61号 町道路線の認定について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第61号 町道路線の認定についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「認定第1号 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定について」から
日程第27「認定第13号 平成21年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定について」まで

議長（大須賀 啓君）

日程第15、認定第1号 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第27、認定第13号 平成21年度大和町水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題とします。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時17分 休憩

午後2時28分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。会計管理者兼会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長（浅野雅勝君）

それでは、議案書27ページをお願いいたします。

認定第1号 平成21年度大和町一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙監査委員の意見を付しまして議会の認定をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいております各種会計歳入歳出決算書——厚いものでございます——と、会計課の議案説明資料、認定第1号関係に基づき説明をいたします。

最初に、歳入歳出決算書の1ページをお願いいたします。厚いほうでございます。

一般会計と11の特別会計の決算の総括表でございます。

一般会計の歳入でございますけれども、収入済額が104億8,315万6,448円、歳出の支出済額でございますが、101億1,780万1,538円となりまして、歳入歳出差引残額は3億6,535万4,914円となったところでございます。

2ページをお願いいたします。一般会計の歳入の款別集計表でございます。一番下の歳入合計の欄でございます。

予算現額107億97万2,000円、調定額110億8,535万787円、収入済額104億8,315万6,448円となり、調定額から収入済額を差し引き、不納欠損額1,961万432円を差し引きました5億8,258万3,907円が収入未済となりまして、予算額に対します収入済額の比率でございますが、これが97.96%、調定額に対します収入済額の比率ですが、94.57%となっております。

次に、歳出でございます。3ページでございます。

これも一番下の歳出合計の欄になります。支出済額でございます。真ん中ごろでございます。101億1,780万1,538円。繰越明許費3億5,099万円。事故繰越3,231万9,000円を差し引きました1億9,986万1,462円が不用額となりまして、予算対比の執行率でございますけれども、これが94.55%となったところでございます。

次に、決算額を20年度と比較しました表で説明をいたします。議案説明資料、会計の認定第1号の関係の資料でございます。これの4ページ目をお開き願いたいと思います。4ページ目につきましては、一般会計の歳入の決算額でございます。説明につきましては、万単位でさせていただきます。

1款町税でございます。20年度と比較いたしまして2億1,854万円、5.9%の減、構成比につきましても9.0ポイント減の33.1%となっております。

内訳といたしましては、法人町民税が2億6,225万円、55.3%の減、そ

れから固定資産税につきましては2,831万円、1.5%の増、町たばこ税が592万円の減となっておるところでございます。

それから2款地方譲与税、それから8款になりますけれども、自動車取得税交付金、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金につきましては減額。それから6款になりますけれども、地方消費税交付金、10款の地方特例交付金につきましては増額となっておるところでございます。

それから、11款の地方交付税でございますけれども、5,782万円、3%の増となったところでございます。

それから、15款の国庫支出金でございます。これにつきましては7億9,852万円、134.2%の大幅な増となっておられますけれども、国庫負担金では1,777万円、9.4%の増、これにつきましては災害復旧費などによる増でございます。

また、国庫補助金では7億7,980万円、195.2%の大幅な増となっておられますけれども、これにつきましては国の施策によるものでございまして、定額給付金で3億8,612万円、それから地域活性化事業2億4,017万円、子育て応援特別手当のほか新庁舎への補助ということで、9,017万円余りの増となったことによるものでございます。

それから、16款の県支出金でございますけれども、これにつきましては6,607万円、20.1%の増でございますけれども、これにつきましては県の補助金でふるさと雇用、それから緊急雇用事業で3,970万円の増、それから委託金では衆議院、県知事選挙があったことにより、増となっております。

それから、17款の財産収入でございます。1,410万円、13.9%の減となっておられますけれども、21年度で鶴巢、幕柳の町有地の売却はあったものの、20年度におきまして仙台北部工業団地、それからリサーチパーク内での土地売払収入が多くあったことによるものでございます。

それから、18款でございます。寄附金327万円、24.4%の減でございますけれども、土木費の寄附金で400万円の減となったことによるものでございます。

それから、19款の繰入金でございます。4億6,144万円、135.4%の増となっておられますけれども、これにつきましては基金繰入金の増ということで、財政調整基金、それから町債基金の繰り入れがあったことによるも

のでございます。

それから、21款でございます。諸収入 1 億3,470万円、43.7%の減でございますけれども、これにつきましては20年度におきまして土木費の貸付金の元利収入で 1 億円の収入、それから雑入でございますけれども、仙台北部工業団地内での公共施設の費用の収入があったことによるものでございます。

それから、22款の町債につきましては 4 億9,390万円、86.5%の増でございますけれども、これにつきましては庁舎関係で 3 億8,720万円、それから臨時財政対策債等の増によるものでございます。

歳入合計では17億1,915万円、19.6%の増となったところでございます。

次に、5 ページ目をお願いいたします。一般会計の歳出の決算のほうでございます。

1 款議会費につきましては、大きな支出の変更はございません。

2 款総務費でございますけれども、これにつきましては15億4,248万円、101.5%の増でございますけれども、庁舎建設、それから定額給付金、まちづくり基金の積み立てなどがあったことによるものでございます。

それから、3 款民生費でございます。1 億6,800万円、10.9%の増でございます。これにつきましては、もみじヶ丘保育所の増築、子育て応援特別手当、それから 3 児童館解体、後期高齢介護特別会計等の負担の中での決算でございます。

それから、衛生費でございます。衛生費につきましては6,462万円、6%の増でございます。これにつきましては妊婦一般健康診査が 3 回から 14 回の補助、それから新型インフルエンザ対策、水道、黒川行政への負担増などによるものでございます。

それから、5 款の農林水産業費につきましては1,611万円、8.7%の減となっておりますけれども、これにつきましては20年度におきまして勝負沢ため池、それから直沢ため池、砂金沢農道事業、これが20年度において終了したことによるものでございます。

それから、6 款の商工費でございます。7,455万円、38.3%の増でございますけれども、これにつきましては早期創業奨励金、それから太陽光ハ

イブリッド車購入の補助、預託金の増によるものでございます。

それから、7款でございます。土木費1億3,294万円、11.7%の増でございますけれども、リサーチパーク内の山下大沢線の道路改良工事、それから交通ターミナル用地取得などによるものでございます。

それから、消防費でございますけれども、1,396万円、4.0%の増でございます。黒行衛等の負担増、それから城内東ポンプ庫の新築によるものでございます。

それから、9款でございます。教育費につきましては8,012万円、8.6%の増でございます。これにつきましては、小学校で学校支援サポーター、学校図書支援員の新設、それから吉岡小の体育館屋根修繕のほか、小学校、中学校費でのパソコン、デジタルテレビの購入などによる増となっております。

それから、10款の災害復旧費でございますけれども、これにつきましては農林災害、公共土木災害があったことによりまして、4536.7%と大幅な増となっております。

11款の公債費でございますけれども、2億797万円、17.5%の減でございますけれども、これにつきましても20年度におきまして都市開発資金の貸付金の償還1億円があったことなどによるものでございます。

歳出合計で18億8,017万円、22.8%の増となったところでございます。

次に、明細のうち歳入につきまして、その概要につきまして決算書により説明いたします。

決算書の9ページをお願いいたします。

第1款町税でございます。調定額が37億7,726万円に対しまして収入済額34億7,170万円となりまして、不納欠損額の1,906万円を差し引いた2億8,649万円が収入未済額となりまして、昨年度と比較し収入済額では2億1,854万円の減となりまして、徴収率では91.9%と、0.5%のマイナスとなったところでございます。

この中で、不納欠損額の1,906万円につきましては、地方税法の規定に基づき行ったものでございまして、処分理由といたしましては転居先不明100件、それから納付困難1,015件、本人死亡23件、それから生活保護18件、処分の停止中440件の合計1,596件で、人数では370人でございます。昨年と比較いたしまして、人数では72人の減、それから件数では319件の

増となりまして、金額で144万円、7.04%の減となっております。

それから、1項の町民税でございます。収入済額11億5,241万円で、昨年度と比較いたしまして2億4,256万円の減でございます。内訳といたしましては、1目の個人町民税では収入済額が9億4,084万円となり、1,968万円の増。それから、2目の法人町民税でございますけれども、収入済額が2億1,156万円で2億6,225万円の減となったところでございます。

それから、2項の固定資産税でございますけれども、収入済額19億922万円で2,831万円の増、それから3項の軽自動車税でございますけれども、収入済額が4,669万円で208万円の増となっております。

10ページをお願いいたします。4項の町たばこ税でございますけれども、収入済額が1億9,581万円となり、592万円の減となっております。それから、5項の特別土地保有税につきましては収入がございませんでした。6項の入湯税が前年度に比べまして2万円の減、それから7項の都市計画税でございますけれども、44万円の減となったところでございます。

それから、2款の地方譲与税からでございますけれども、11ページでの3款利子割交付金、それから4款配当割交付金、5款の株式等譲渡所得割交付金、それから12ページをお願いいたしますけれども、6款の地方消費税交付金、それから7款ゴルフ場利用税交付金、それから8款自動車取得税交付金、それから13ページになりまして、9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、それから10款の地方特例交付金、それから14ページでございます、11款の地方交付税、それから12款の交通安全対策特別交付金までの各款につきましては、予算どおりの調定額、それから収入済額となっております。

15ページでございます。13款の2項負担金でございますけれども、1目2節の児童福祉費負担金でございます。これにつきましては町の保育所及びもみじヶ丘保育所の保育料で、5,914万円の収入済額で、709万円が収入未済額となっております。

16ページをお願いいたします。14款1項3目1節でございます。農業使用料でございますけれども、これにつきましては町民研修センター、ふれあい農園使用料などで268万円の収入済額でございます。

それから5目、一つは1節の道路使用料でございますけれども、道路占用料で715万円の収入済額、それから3節の住宅使用料でございますけれども

ども、町営住宅の使用料で3,615万円の収入済額でございます、533万円が収入未済額となっております。

それから6目の3節、17ページでございます。3節の社会教育使用料でございます。これにつきましては、まほろばホール等の使用料で604万円の収入済でございます。同じく5節の保健体育使用料でございますけれども、総合運動公園、それからダイナヒルズ運動公園、体育センターなどの使用料で766万円の収入済額となっております。

それから、2項1目1節の総務手数料でございます。これにつきましては、戸籍手数料や住民票手数料などで1,095万円の収入となっております。

それから、3目でございます。3目の1節清掃手数料でございます。これにつきましては、廃棄物処理手数料などでの収入で3,069万円の収入でございます。12万円が収入未済となっております。

15款の国庫支出金でございます。18ページをお願いいたします。その第1項1目民生費国庫負担金でございます。これにつきましては国保会計、障害者自立支援給付費、それから児童手当の負担金がそれぞれ収入されておるところでございます。

それから、2項の災害復旧費国庫補助金でございますけれども、これにつきましては道路災害復旧に要した負担金が収入されておるところでございます。

19ページをお願いいたします。2項1目の総務費国庫補助金の中の1節総務管理費補助金でございますけれども、これの主なものとしましては庁舎建設への補助でございます。それから、2節定額給付金事業交付金でございますけれども、これにつきましては18歳以下、65歳以上の方への2万円、そのほかの方へは1万2,000円を交付しましたけれども、それらの財源として交付されたものでございます。それから、3節地域活性化・生活対策臨時交付金でございますけれども、これにつきましては道路補修、側溝修繕、それから3児童館解体、それから吉岡小学校体育館屋根修理工事等の財源として充当してございます。それから4節でございます。地域活性化・経済危機対策臨時交付金でございますけれども、これにつきましては旧大和農協跡地解体工事、それからもみじヶ丘保育所の増築、小中学校校務用パソコン、デジタルテレビ購入などの事業に充当してございます。

5節地域活性化・公共投資臨時交付金でございますけれども、これにつきましては杜の丘公益用地の整備、落合小プール改修工事の事業に充当してございます。それから6節、7節、8節でございますけれども、これにつきましては全額22年度への繰り越しとなっております。

20ページをお願いいたします。20ページの2目でございます。民生費でございます。これの3節の子育て応援特別手当給付事業交付金でございますけれども、これにつきましては幼児教育費の第2子以降に対する手当に充当してございます。5節でございます。これにつきましては22年度へ繰り越ししてございます。

それから、3目の1節道路橋りょう費補助金でございます。これにつきましては山下大沢線、それから小鶴沢線、交通ターミナル用地取得などの分でございます。繰越明許費につきましては、吉田落合線の事業費分でございます。

それから、5目でございます。2節、3節の小中学校費の補助金でございますけれども、これにつきましてはパソコン、それからデジタルテレビ購入費が含まれてございます。

21ページでございますけれども、6目1節の特定防衛施設周辺整備調整交付金でございますけれども、これの事故繰越分につきましては蒜袋相川線の道路改良舗装工事分でございます。

それから、7目でございます。7目1節の保健衛生費補助金ですが、女性特有のがん検診への補助でございます。

それから、16款県支出金になります。これにつきましては、22ページから23、24ページ、25ページにそれぞれ記載してございますけれども、1項の県負担、それから2項の県補助金、3項の委託金とも調定額どおりの収入額となっております。

その中で、24ページをお願いいたします。24ページの2項7目1節のふるさと雇用再生特別交付金でございますけれども、これにつきましては小学校学級支援サポーター、それから学校図書館支援員配置事業を行ってございます。

それから、8目1節緊急雇用創出事業補助金につきましては、公共財産台帳基礎データ作成事業や児童学習支援員配置事業などを実施してございます。

25ページでございます。3項1目5節になります。選挙費委託金でございますけれども、これにつきましては衆議院議員選挙、県知事選挙費用の分でございます。

26ページをお願いいたします。17款の2項1目1節土地売却収入でございます。これにつきましては、鶴巣・幕柳地内での町有地の売却、それから小野地内での土地売り払いなどによるものでございまして、7,602万円の収入となっております。2節の立木売却収入でございますけれども、鶴巣・幕柳地内での立木補償金でございます。

18款の1項1目1節の総務管理費寄附金でございますけれども、これにつきましては宮城県地域振興センターの解散による清算金の収入でございます。

それから27ページございまして、3目1節の土木管理費寄附金でございますけれども、これにつきましては町道小鶴沢線道路改良事業に対しまして財団法人宮城県環境事業公社からの寄附金。

それから、5目1節のふるさと寄附金でございますけれども、これにつきましては5件分の寄附となっております。

それから、19款の繰入金の1項特別会計繰入金、それから28ページになります、2項基金繰入金、及び29ページになります、20款の繰越金につきましては調定額どおりの収入となっております。

21款になります。21款の30ページのほうをお願いいたします。3項1目1節商工費貸付金元利収入でございますけれども、町中小企業振興資金の預託金などで3,010万円の収入となっております。

それから、4項2目1節の自転車競技場管理受託事業収入でございますけれども、財団法人宮城県スポーツ振興財団からの自転車競技場の管理受託事業収入で746万円の収入でございます。

それから、31ページでございますけれども、5項1目2節の給食費納付金でございますけれども、学校給食に対します納付金で9,998万円の収入済額で、377万円が収入未済となっております。

それから、3目1節の雑入でございますけれども、主なものとしましては幕柳地区分収林分収金の743万円、それから地域振興事業助成金、オータムジャンボ宝くじ交付金の495万円などで、2,536万円の収入となっております。

それから、22款の町債でございますけれども、1目の総務債から、次の32ページになります、7目の災害復旧費債までにつきましては、調定どおりの収入済となっておりますでございます。

収入につきましては以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

では、歳出のほうでございます。33ページのほうでございます。

1款1項1目議会費につきましては、議員18名、職員3名の議会の定例会議、臨時議会、各種常任委員会活動費、人件費及び議会運営に要した費用でございます。

主要な施策の成果に関する説明書の25ページから29ページをあわせてご参照いただきたいと思います。

1節及び9節につきましては、議員の報酬及び費用弁償等でございます。2節、3節、4節につきましては、職員の給与、職員手当等のほか、議員の期末手当、共済費等人件費に係るものでありますので、以下、各款各費目の2節から4節までの人件費等に係る部分につきましては説明を省略させていただきますので、よろしくどうぞお願いをいたします。

11節につきましては、議会だよりを年4回発行した印刷製本費等に要した費用、13節は会議録作成等の委託料になるものであります。18節備品購入費は会議録作成用のICレコーダー1台に係るもの、19節は県、宮黒議長会の負担金のほか、政務調査費になるものであります。

次に、2款1項1目につきましては、一般管理費、職員研修事業、公用車管理及び連絡区長等に要した費用になります。説明資料につきましては、30ページから32ページになります。

次ページ、お願いいたします。1節につきましては区長59名、産業医1名に係るもの、8節につきましては顧問弁護士への報償費のほか、退任区長等への記念品等に要したものであります。9節につきましては職員の研修旅費のほか、区長への費用弁償、町長の企業誘致活動等に要した費用であります。11節需用費は事務用コピー代、消耗品、新聞・図書等の購入

代、公用車の燃料等に要した費用のほか、区長配付用の町内回覧板を新しくしたものであります。12節につきましては、公用車の保険料、職員ボランティア保険、職員採用の追加費用の負担となっております。13節の委託料につきましては、県公平委員会事務委託のほか、職員の健康診断業務委託、職員人事評価等導入の研修のほか、接遇研修の講師等の派遣委託になります。14節につきましては、職員駐車場の土地借上料及び現行例規集CD-ROMの使用料等に係るものであります。19節は、黒川地域行政事務組合の管理運営費の負担分のほか宮黒町村会への負担、また区長会への活動助成になるものであります。23節は、宮城県移譲事務交付金等の平成19年度実績による償還金になるものであります。

次に、2目文書広報費であります。文書管理、広報広聴等に要した費用となります。説明資料は、32ページから34ページであります。

1節は情報公開審査会を1回開催をいたしたものの、4節、7節は新庁舎移転に係る保管文書リスト表等々の文書整理従事の臨時事務補助員3名に係るもの、8節は広報モニターへの謝礼、11節につきましては、広報たいわの月平均で8,713部の発行に要した印刷製本費のほか、町例規集の追録代等になります。なお、繰越明許費につきましては、町政要覧の印刷に係る部分でございます。12節につきましては、郵便後納料金、電話料金、インターネット等の通信料、13節は例規システム保守点検料、14節は印刷機、ファックス、例規システム機械機具等の借上料になるものであります。19節の負担金につきましては、社団法人日本広報協会への会費負担金等のほか、みやぎふるさとCM大賞制作チームへの補助金となっております。

議長 （大須賀 啓君）
財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、35ページの3目財政管理費になります。成果報告書のほうにつきましては34ページ、35ページになります。そのほか配付させていただいております資料といたしまして、決算に関する説明の内訳ということで、別冊で委託料補助金等について各課、対象課について記載いたしてご

ございますので、後ほどご参考にさせていただければと思います。

それでは、35ページでございますが、報償費につきましては入札監視委員会1回開催、5名分の謝礼でございます。11節需用費につきましては、コピー代、予算成果報告書の印刷代、図書等の購入費であります。19節負担金につきましては、財団法人地方財務協会、全国森林環境税創設連盟への負担金でございます。25節積立金につきましては、まちづくり基金への2億6,700万円の積み立て、ほかにつきましては利子分の4基金への積み立てとなっております。以上です。

議長（大須賀 啓君）

会計管理者兼会計課長浅野雅勝君。

会計管理者兼会計課長（浅野雅勝君）

4目会計管理費でございます。会計事務に要した経費でございます。

11節でございますけれども、これにつきましては決算書、請求書などの印刷代、それから図書追録、コピー代等でございます。12節でございますけれども、口座振込の回線使用料、それから口座振替手数料でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

5目財産管理費につきまして、環境生活課所管分についてご説明いたします。

吉岡コミュニティセンター、吉田コミュニティセンター、鶴巣防災センターの施設維持管理に要した経費について支出したものでございます。この三つの施設の利用状況につきましては、主要な施策の成果に関する説明書35ページを参照願います。

支出の主なものでございますが、7節賃金は施設の事務補助員、清掃員、巡視員の賃金でございます。11節需用費は3施設の光熱水費、修繕料でございます。

36ページをお開き願います。12節役務費は通信費及び施設の火災保険料、13節委託料は吉岡コミセンの窓口業務及び防火設備等の保守点検業務でございます。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

それでは、恐れ入ります、35ページにお戻りをお願いいたします。成果の報告書につきましては、34ページ、35ページになってございます。

ここの財産管理費の財政課管部分につきましては、公用車管理といたしまして、共用車、各課共用して使う車の管理が財政課になってございますので、その管理経費、普通財産の管理経費、庁舎の管理経費の三つ合算したのになってございます。

賃金につきましては、町有地の刈り払いの賃金でございます。需用費につきましては、1,050万ほどの経費になってございまして、内訳といたしましては燃料費、庁舎の電気料、水道料金、灯油代、ガス代、公用車の車検費用、それから庁舎の消耗品関係の費用となっております。

36ページをお願いいたします。12節役務費でございますが、約530万ほどが財政課の所管分になってございまして、庁舎全体の電話料、それから公用車のタイヤの入れかえ手数料、車両の保険代、森林保険代、それから建物の共済掛金が内容になってございます。13節につきましては、約1,890万円ほどが財政課所管分でございます。庁舎の清掃費、宿日直委託、土地境界の調査委託、それから公会計の財産台帳作成の委託経費が主な内容でございます。14節使用料につきましては、290万、ほとんどが財政課所管分でございます。N T Tの中町の庁舎借り上げ分、テレビの聴取料、役場裏の駐車場の借上料になってございます。18節につきましては、全額繰越明許にしてございしますが、こちらは公共施設の残った部分の地デジテレビの購入経費で、22年度に繰り越して事業実施しております。既に全部配置済みになってございます。19節の負担金補助及び交付金につきましては、黒川地区防火管理協議会、黒川安全運転管理者会、防火管理者の講習の経費でございます。23節償還金利子及び割引料につきまし

ては、リサーチの代替地として取得しました財源に対します元金分830万円、利子分134万円分の償還でございます。積立金につきましては、庁舎建設基金の利子相当分。27節公課費につきましては、共用車の自動車重量税でございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

6目企画費のうち、環境生活課所管分につきましてご説明申し上げます。

コミュニティ推進事業、町民バス運行事業及び地域交通対策事業に要した経費を支出いたしましたものでございます。

事業の概要につきましては、説明資料の35ページから37ページをご参照願います。

町民バス運行事業につきましては、3台の町保有車両により9路線の運行を行い、日常生活における足の確保を図ったものでございます。また、21年度より、より一層の利便性を図るため、町民バス運行時刻等の見直しを行ってございます。

支出の主なものでございますが、11節需用費はバスの修繕料、タイヤ等の消耗品でございます。13節委託料は、町民バス運行業務委託料でございます。14節の使用料及び賃借料は、バス車検時等の代車借上料でございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、コミュニティ推進事業として反町上、麓上地区の合併浄化槽に伴う附帯設備工事に対する集会所建設補助金でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

次に、6目企画費の総務まちづくり課分につきましては、地域活性化事業、広域行政の推進、旧大和農協跡地整備事業、防衛施設周辺整備対策事

業及び総合計画書、国土利用計画書の印刷等に要した費用でございます。

11節につきましては、第4次総合計画書及び概要版、第4次国土利用計画書の印刷のほか、事務用消耗品等に要した費用でございます。12節につきましては、旧大和農協地下灯油タンクの残油処理手数料、郵便後納料金、電話料金のほか、テレビ共同受信施設に係る火災保険料となっております。13節委託料につきましては、旧大和農協跡地の警備委託に係るもの、15節工事請負費は旧大和農協跡地施設解体整備工事を行ったものであります。なお、繰越明許におきましては、地域情報通信基盤整備工事になるものであります。19節の負担金につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会のほか11団体の負担金及びまほろばまちづくり協議会ほか2団体への活動助成金となるものであります。

32ページであります。7目電子計算費につきましては、電算機器等の管理運営に要した費用であります。説明資料は37ページであります。11節は電算関係消耗品のほか、コンピューターウイルス対策ソフト更新等になります。12節は、インターネット接続サーバー使用光通信回線使用料等の通信費用になるものであります。13節委託料につきましては、電算業務処理に伴う総合保守委託及び法改正に伴う給与システムと修正業務委託、電算処理運用に伴う支援保守業務委託等となっております。14節は財務会計、人事給与、文書管理、施設管理など、情報処理と情報管理を行うための行政事務の基幹システム等の電算機器の借りに要した費用でございます。19節につきましては、県高度情報化推進協議会への負担金となっているものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、8日出張所費でございます。

出張所費につきましては、もみじヶ丘出張所の管理運営費でございます。12節につきましては、窓口証明書のためのファックス回線送信料でございます。14節につきましては、テレビの受信料でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

次に、9目の交通対策費につきましては、交通安全対策事業に要した費用でありまして、1節は交通安全指導員22名に対する報酬、9節旅費は交通安全指導員延べ842名の費用弁償になるものであります。11節需用費は、春・秋の交通安全運動啓発用のチラシと交通安全指導員用装備用品、新入生用の黄色い帽子、防犯ブザー等に要した費用であります。12節は、チャイルドシート貸し出し延べ34台に係る損害保険料等、また交通安全指導員に係る損害保険料となります。19節につきましては、郡及び町交通安全推進協議会への負担金となるものであります。

次ページでございます。次に、10目無線放送施設管理費につきましては、町内に設置しております固定系防災無線放送機器の管理運営に要した費用であります。11節は、戸別受信機の修繕のほか電気料になるもの、13節委託料につきましては子局95基に係るバッテリー交換の委託のほか、防災無線放送機器の年間保守点検業務委託に係るものであります。19節につきましては、電波利用料になるものであります。

議 長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

次に、11目女性行政推進事業費につきましてでございますが、女性行政推進事業及び消費者行政事業に要した経費を支出したものでございます。事業内容につきましては、説明資料の39ページをご参照願います。

女性行政推進事業につきましては、男女共同参画社会の形成に向け意識の高揚を図るための諸事業、または消費者行政として消費者が安心して買い物等ができますように商店への立入調査や賢い消費者育成のための消費者生活講座を行ったものでございます。

支出の主なものでございますが、1節報酬は男女共同参画推進審議会委員の報酬でございます。8節報償費は男女共同参画研修及び消費生活講座

の講師への謝礼でございます。9節は男女共同参画推進審議会委員への費用弁償、11節需用費は事務消耗品及び啓発用リーフレット等の印刷製本費でございます。14節使用料及び賃借料は、消費生活講座移動研修会の際のバスの借上料でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

次に、12目庁舎建設費になります。説明資料は40ページのほうでございます。

4節、7節につきましては、新庁舎移転に伴う保管文書、庁用備品等の整理に係る臨時職員6人の社会保険料のほか、賃金になるものであります。11節需用費につきましては、文書整理用のラベル、シール、保存用のファイルのほか、事務用の消耗品に係るものであります。12節につきましては、新庁舎移設に伴う一時保管文書の移送料及び新議場名札等の筆耕料になるものであります。13節委託料につきましては、新庁舎電算ネットワークシステムの移設業務、新庁舎情報表示システムの整備委託、新庁舎入退庁セキュリティシステムの作成業務、新庁舎工事施工監理業務、新庁舎防災無線鉄塔設計業務委託料になるものであります。15節工事請負費につきましては、建築本体工事、電気設備工事、機械設備工事、無線鉄塔設置工事、無停電電源設置工事のほか、外構、植栽、舗装工、また高田倉庫改修工事等に要した費用となります。明許繰越分につきましては、3,285万3,000円を繰り越しを行ったものであります。17節公有財産購入費は、庁舎用地の一部を黒川地域土地開発公社で取得したものの21年度分の買い戻すための購入費用となったものであります。18節は庁舎什器、議場、町長室等の備品購入費に係るもの、19節は庁舎建設に伴う給水加入金となるものであります。23節につきましては、庁舎用地を取得する際に宮床財産区よりの借り入れ分の元利元金利子償還金になるものであります。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

次に、13目諸費でございますが、防犯対策事業、人権相談、行政相談の開設、社明運動、町表彰式及び財産区地域振興事業に要した経費を支出したものでございます。各事業の実施概況につきましては、説明資料の41ページ、42ページをご参照願います。

支出の主なものでございますが、1節報酬は表彰審査委員へのものでございます。8節報償費は表彰者への記念品代、11節需用費は防犯灯の電気料及び修繕料等、人権相談の際の昼食代、人権啓発用リーフレット印刷代となっております。12節役務費は、公用車保険料及び全国町村賠償保険料でございます。15節工事請負費につきましては防犯灯設置工事費、19節負担金補助及び交付金は、仙台人権擁護委員協議会、黒川地区犯罪者予防更生協会負担金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

それでは、同じく13目の諸費のうち、19節負担金補助及び交付金のうち1,178万1,000円は財産区地域振興費になってございます。宮床、吉田、落合の各財産区から地域団体への助成として一般会計繰り入れを受けまして、この諸費から支出をいたしておるものでございます。宮床は6団体、吉田は2団体、落合は4団体になってございます。成果の報告書、大変申しわけございません、財産区の報告書のところに対象団体が記載してございます。後ほどご紹介をさせていただきますが、ページは127、128、129の3ページにわたって記載してございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

15目の定額給付金事業費でございます。39ページから40ページのほうになります。

定額給付金事業につきましては、景気後退下での生活者の不安にきめ細かく対処するための家計への緊急支援として国の20年度補正予算で決定された事業でありまして、1人当たり1万2,000円を支給するもので、基準日は平成21年2月1日であります。基準日において65歳以上の者及び18歳以下の者については2万円が支給されるものであります。21年度よりの繰り越し事業になるものでありまして、給付の状況でございますが、給付済み世帯数が8,514世帯、比率につきましては98.55%、給付対象人数が2万4,797人、給付額は3億7,422万円となったものであります。それぞれの費目については、職員の時間外、また共済費、賃金については臨時職員に係るもの、消耗品関係、あと通信一般費に係るもの、委託料については財産執務の変更委託に係るもの、19節が先ほど申し上げました3億7,422万円を支出したものであります。以上です。

議長 (大須賀 啓君)

税務課長伊藤眞也君。

税務課長 (伊藤眞也君)

それでは、2款2項徴税费についてご説明いたします。決算書40ページでございます。主要な施策の成果に関する説明書は42ページから46ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

なお、平成21年度の町税の税目別課税状況につきましては、これも主要な施策の成果に関する説明書の19ページから24ページに記載しておりますので、これもあわせてご参照お願いいたします。

1目税務総務費でございます。これにつきましては、税務事務一般に要する費用でございます。電算システムの維持管理等に係る支出でございます。

1節報酬及び9節旅費につきましては、固定資産評価審査委員会の報酬及び費用弁償であります。21年度中の開催はありませんでしたので支出はございませんでした。11節需用費でございますが、参考図書代、追録代、コピー代等の事務消耗品代であります。13節委託料は各種町税等の課税システム、収納システム、申告支援システム、証明システム等の年間保守業務委託に係る支出であります。19節負担金補助及び交付金につきまし

ては、大和町納税貯蓄組合連合会、仙台たばこ販売協同組合女性部黒川支部への補助金、負担金につきましては宮城県軽自動車等運営協議会ほか2団体へ支出したものであります。

次に、2目賦課徴収費でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税事務、申告相談事務、土地家屋の異動処理や評価事務及び徴収事務に要した費用でございます。ここで20年度から1億4,000万繰り越してございますが、これは平成20年秋に発生しました世界的な金融危機の影響によりまして、業績が急激に悪化した企業の法人町民税の還付の財源として繰り越しておったものでございまして、21年度の予算で23節から所要の額を支出いたしてございます。

41ページの7節賃金でございますが、収納事務嘱託員1名及び給与支払報告書の整理並びに申告相談等に係る事務補助員1名分の支出でございます。8節報償費は、納税貯蓄組合79組合に対する完納報奨金でございます。11節需用費につきましては、町民税、固定資産税、軽自動車税等の課税台帳、納税通知書の印刷代及び徴収事務に係る督促状、催告書等の印刷代が主なものでございます。12節役務費でございますが、申告書、納税通知書等の郵送料のほか、口座振替手数料等の支出でございます。13節委託料でございます。町・県民税及び償却資産データ入力業務、税制改正に伴うシステム変更業務、家屋評価システム保守業務、修正図等作成業務、不動産鑑定委託等に係る支出でございます。14節使用料及び賃借料につきましては、公的年金からの個人住民税の特別徴収に係る電子化システム及び滞納管理システムのリース料、地方税電子申告支援サービス利用料等を支出したものでございます。18節備品購入費につきましては、インターネット公売にかける物品の撮影用としましてデジタルカメラを購入したものでございます。19節負担金補助及び交付金は、社団法人地方税電子化協議会への負担金であります。23節償還金利子及び割引料につきましては、法人町民税、個人町民税、固定資産税等の税額の修正や校正に係ります過年度還付金及び加算金の支出であります。この中で、金融危機の影響によりまして業績が悪化した企業への法人町民税の還付金につきましては、67法人へ1億171万円を還付いたしております。その財源は、20年度からの繰越金1億4,000万の中から充当しておるものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3項戸籍住民基本台帳費でございます。これにつきましては、町民課窓口事務、住民基本台帳、戸籍事務システムの運営等に要しました経費でございます。

11節につきましては、各種証明書、申請書の印刷代等でございます。

次のページお願いいたします。13節の委託料につきましては、戸籍システムの保守点検委託料でございます。14節につきましては戸籍住基ネットの機械借上料、19節につきましては県戸籍事務協議会、外国人登録協議会への負担金でございます。

なお、戸籍の関係でございますけれども、けさほど町長のほうから、昨日河北新報に掲載されました100歳以上で戸籍上生存と報道された内容につきまして、時間をいただきまして簡単にご説明させていただきます。

大和町では59名という形で発表された人数等につきましては、各市町村とも同じでございますけれども、戸籍に氏名記載はあるものの、住所不明、戸籍の付票というのがございまして、そこに住所が書いてございますけれども、その戸籍の付票なしという人数でございまして、ほぼ死亡されたということにもかかわらず、何らかの事情で戸籍地、本籍地の市町村まで死亡届が届かなかったものと推定された方々の数値でございます。

これにつきましては、今後の処理手続としまして、法務局等の指導でございますけれども、戸籍法に基づきまして高齢者戸籍の消除というのがございまして、100歳以上は町長職権によって除籍して構わないという手続でやってくださいという指導を承っております。これにつきましては、ある程度の調査をした上で死亡除籍として処理するという形になりました。この場合、死亡といいますと、いろいろ誤解を招くからでございますけれども、戸籍上の死亡でございまして、民法上の死亡にはならないと。裏を返しますと、死亡ではあるけれども相続等の効力は発しないと。相続等の正式といいますか、死亡等にする場合は失踪宣告手続をとって、裁判所の認定の中で死亡認定、そしてまた相続等というふうになるということで、あくまでも戸籍上の死亡、高齢者消除という形になるということでご理解

をお願いいたします。

なお、関連でございますけれども、今回の調査によりまして、大和町におきましては年金受給者の生存が全員確認できておりまして、マスコミ等のように不正受給は一つもなかったということが確認できました。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後3時34分 休 憩

午後3時45分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 （遠藤幸則君）

決算書の42ページでございます。4項選挙費につきましては、選挙管理委員会の運営、選挙啓発及び各種選挙に要した費用となります。説明資料のほうは48ページでございます。

1目選挙管理委員会費の1節、9節は、選挙管理委員会委員4名の報酬及び費用弁償になるものであります。11節需用費、12節役務費につきましては、22年1月から2月にかけて実施した選挙の投票時間等に関するアンケート調査に要した費用となっております。

2目選挙啓発費は、選挙啓発ポスターコンクールの際の記念品等でございます。

3目県知事選挙執行費につきましては、平成21年10月25日執行の事務事業に要した費用でありまして、投票率は48.59%でありました。

4目衆議院議員選挙執行費につきましては、平成21年8月30日執行の事務事業に要した費用でありまして、投票率につきましては66.41%でございます。

次に、5項1目統計調査費につきましては、各種指定統計調査等に要した費用でありまして、説明資料は49ページでございます。

次ページをお開きいただきます。44ページであります。1節及び9節につきましては経済センサス基礎調査、工業統計調査、2010年世界農林業センサスに係る調査員の報酬及び費用弁償であります。19節は、県統計協会及び県農林統計協会の負担金のほか、町の統計調査員協議会への助成を行ったものであります。

6項1目監査委員費であります。監査委員、職員の人件費及び各種会計の監査に要する経費でありまして、月例出納検査、随時監査、定期監査、各種会計の決算審査、財政援助団体に対する監査等になるものであります。1節及び9節は監査員2名の報酬及び費用弁償であります。19節は、宮黒地方町村監査委員協議会への負担金になるものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

次に、3款の民生費であります。成果に関する説明書の50ページから民生部門もあわせて参照願いたいと思います。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、遺族会の助成事業、生活保護支給事務、長寿社会基金積み立て及び国保会計への繰り出しに要した費用であります。

主なものとしたしまして、14節でございます。福祉道路の土地借上料でございます。19節につきましては、町社会福祉協議会、町ボランティアセンター、民生委員・児童委員協議会、町遺族会等に対し運営費の一部を助成したものであります。20節につきましては、浮浪者の一時扶助であります。25節につきましては、長寿社会対策基金への積み立てを行ったものであります。28節につきましては、国保会計への繰り出しであります。

46ページ、お願いいたします。11節につきましては、敬老会時の食料費、名簿印刷などに要した費用が主なものであります。13節につきましては、町シルバー人材センター設立準備業務委託、寝具乾燥サービス、軽度生活援助に要した費用でございます。19節につきましては、となりぐみ生き生きサロン、老人クラブへの助成でございます。20節につきましては養護老人ホーム5名分の措置費、80歳以上の方への敬老祝金、特別敬老祝金、介護用品購入費助成事業に要した費用でございます。28節につきましては、老人保健特別会計及び介護保険事業特別会計への法定負担分及び人件費相当分等の繰り出しであります。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、3目国民年金費につきましては、年金事務に要した経費でございます。11節につきましては啓発用のパンフレット等、19節負担金補助及び交付金につきましては日本国民年金協会への負担金でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

次に、4目の障害者福祉費でございます。46ページであります、説明書の52ページからあわせて参照お願いいたします。

4目につきましては、身体、知的、精神障害児者に係る居宅及び施設の支援事業、重度心身障害児者の日常生活用具、補装具、自立支援医療、更生医療の給付事業及び心身障害児通所援護事業に要した費用であります。

8節につきましては、身体障害者相談員3名、知的障害者相談員1名、メンタルヘルス相談心理カウンセラー講師及び障害者福祉計画推進協議会委員に対する謝金であります。12節につきましては、障害者自立支援法による医師意見書の作成料及び障害福祉サービス費等の支払い手数料であります。13節でございますが、自立支援医療・更生医療支払い業務、地域生

活支援事業としての在宅重度障害者訪問入浴サービス、手話通訳者派遣、移動支援、相談支援、日中一時支援並びに精神障害者小規模作業所、工房七ツ森の運営に伴う業務を委託したものであります。14節につきましては、障害福祉サービスシステムのリース料であります。19節であります。知的障害者援護施設特別処遇加算事業、通所サービス利用促進事業等の補助や、町身体障害者福祉協会及び町手をつなぐ育成会への助成をいたしたものであります。負担金といたしましては、黒川地域障害者自立支援審査会に係る経費につきまして黒川地域行政事務組合に、知的障害児通園施設に係る経費については大崎地域行政事務組合にそれぞれ負担いたしましたものであります。20節につきましては、重度障害者への日常生活用具の給付、居宅サービス及び施設サービス等に係る介護給付、訓練等給付、補装具等の支給及び自立支援医療・更生医療等に係る扶助であります。23節につきましては、20年度の精算に伴う国、県への返還金であります。

5目のひだまりの丘管理費につきましては、保健福祉総合センターの維持管理に要した費用であります。7節につきましては、福祉公園内管理の作業賃金であります。11節につきましては、センター内の光熱水費及び燃料費等であります。12節につきましては、電話料及び建物共済掛金でございます。13節でございますが、施設管理、機械設備保守点検、警備等の業務を委託したものでございます。19節につきましては、黒川地区防火管理協議会、危険物安全協会への負担金であります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、6目後期高齢者福祉総務費でございます。次のページをお願いいたします。後期高齢者医療事務に要した経費でございます。

19節につきましては、後期高齢者広域連合会への町村負担金でございます。23節につきましては、20年度の後期高齢者システム改修委託料の執行残相当分の国庫補助金相当分を償還したものでございます。28節につきましては、特別会計への繰出金でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費につきましては、児童遊園管理業

務、次世代育成支援対策事業及び児童虐待防止連絡協議会事業、児童手当並びに乳幼児医療、心身障害者医療費の助成等に要した経費でございます。

7節賃金につきましては、児童遊園4カ所の維持管理費に係る作業員の賃金でございます。8節につきましては、次世代育成支援対策地域協議会委員、町虐待防止連絡協議会委員に対する謝金と、就学前の児童を対象とした言葉の教室の講師謝礼でございます。13節につきましては、次世代育成支援後期行動計画策定業務委託及び乳幼児医療、身障者医療の支払い事務を国保連合会へ委託したものでございます。15節の工事請負費につきましては、下草、鶴巢山田、舞野児童遊園に遊具設置工事を実施したものでございます。19節につきましては、子育て支援サークルサポート事業としまして、補助並びにすこやかな子供をはぐくむ町民会議への補助金でございます。さらには負担金としまして、仙台地区青少年協議会、青少年のための県民会議への負担金でございます。20節扶助費につきましては、乳幼児医療費、心身障害者医療費の助成金でございます。

2目児童措置費、次のページでございます。児童措置費につきましては、子育て応援特別手当事業及び児童手当業務に要した費用でございます。7節の賃金につきましては、子育て応援特別手当事業の臨時職員の事務賃金でございます。13節の委託料につきましては、子育て応援業務の業務システム改修委託料でございます。19節につきましては、子育て応援手当交付金、子供さん方338人分に交付したものでございます。20節につきましては、児童手当、児童2,683人に交付した助成金でございます。23節につきましては、20年度分の児童手当の国の補助金の精算に伴う国庫補助金超過分を返還したものでございます。

3目の母子福祉費につきましては、母子父子家庭の医療費助成業務に要した経費でございます。19節につきましては、大和町母子福祉会への運営補助金、20節につきましては、母子父子家庭医療費の助成したものでございます。延べ2,080件、480人に助成したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

4目につきましては、大和町保育所、もみじヶ丘保育所の管理運営費、もみじヶ丘保育所増築工事、民設保育所事業者募集事業並びに決定業務等を行ったものであります。

1節でございますが、小児科、歯科の嘱託医に対する報酬であります。

50ページ、お願いいたします。7節につきましては、保育士、調理員、業務員、看護師等の臨時職員に対する賃金であります。8節につきましては、保育所の入所、修了式の際の記念品及び運動会の賞品等であります。11節につきましては、保育所の維持管理費用及び給食賄い材料等であります。12節であります。給食用の腸内細菌検査料、火災保険料及び電話料等であります。13節であります。もみじヶ丘保育所増築に係る実施設計及び施工監理、警備、清掃、消防設備点検及び保育士派遣に係る業務を委託したものであります。14節につきましては、保育業務システム、コピー機、印刷機、遠足時のバス借り上げ等でございます。15節につきましては、大和町保育所のテラス修繕工事、もみじヶ丘保育所の増築工事、屋根塗装工事を実施したものであります。18節につきましては、もみじヶ丘保育所の保育室用備品、調理室用備品等を購入いたしましたものであります。19節につきましては、災害共済掛金、低年齢児保育施設への助成、もみじヶ丘保育所増築に係る給水加入金及び各種団体の負担金であります。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

5目児童館費につきましては、6児童館の管理運営に要した費用で、成果に関する説明書59ページもあわせて参照願います。

1節につきましては、6児童館の運営協議会委員報酬及び落合児童館嘱託館長の報酬であります。7節につきましては、臨時児童厚生員18名、用務員2名及び児童学習支援員8名の賃金であります。8節は、幼児教育や特別事業等の開催における講師謝金であります。11節は事務用消耗品、教材費、光熱水費であります。12節は電話代、火災保険料、子供傷害賠償責任保険料などあります。13節は、旧3児童館の管理業務委託、もみじヶ

丘児童館の清掃業務委託及び自動ドアの保守点検並びに警備委託料であります。14節は、児童館行事の遠足等のバス借上料であります。15節は20年度からの繰り越し事業で、コミュニティ広場整備事業としての旧児童館、大平、報恩寺、吉田の各児童館の解体整備と、もみじヶ丘児童館の外壁の修繕工事であります。18節は吉岡、吉田、宮床、鶴巣、落合の各児童館にパソコン用プリンタを購入したものであります。19節は児童館母親クラブ、宮床児童館後援会の助成金等であります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

4 款の衛生費でございますが、1 項 1 目保健衛生総務費につきましては、母子保健事業、栄養改善事業、健康づくり事業、自殺対策緊急強化事業、黒川地域行政事務組合負担金、水道事業への繰り出しに要した費用であります。

7 節につきましては、臨時保健師及び健康検査時の助産師、看護師、栄養士、歯科衛生士の臨時職員賃金であります。8 節につきましては、健康検査時の医師、心理判定員の謝礼、健康たいわ21プラン推進委員会委員、健康づくり推進協議会委員、自殺対策推進会議委員、保健推進員の報償金、それから献血時の記念品等であります。9 節につきましては、食育推進会議委員等の費用弁償であります。11 節の需用費につきましては、子育て情報誌、母子手帳作成費等が主なものであります。12 節につきましては公用車の共済掛金、検診用物品のクリーニング代であります。

52 ページ、お開き願います。13 節につきましては、妊婦、乳幼児、一般健康診査等の各種健診及び休日診療業務の委託料であります。14 節につきましては、保健推進委員、食生活改善推進委員、移動研修時のバス借上料であります。19 節につきましては、黒川病院事業運営費及び火葬場運営経費として黒川地域行政事務組合へ負担いたしたものであります。補助金につきましては、町保健推進委員会及び町食生活改善推進委員会に助成いたしたものであります。24 節につきましては、水道事業への出資金であります。28 節につきましては戸別合併処理浄化槽特別会計、水道事業会計へそ

れぞれ繰り出したしたものであります。

2目につきましては、結核検診、新型インフルエンザ対策、基本健康診査及び予防接種等の業務と健康相談事業等に要した費用であります。7節につきましては、新型インフルエンザ事務等補助員やポリオ等の予防接種、健康相談時の看護師、保健師、栄養士等の賃金であります。8節につきましては、予防接種に係る医師謝礼であります。11節は、主なものとしたしまして各種検診の受診票の印刷代等であります。12節は、検診案内発送等に係る郵便料金等であります。13節につきましては、新型インフルエンザワクチン接種、予防接種や基本健康診査を初め、各種住民検診を医療機関や検診機関へ業務委託したものであります。19節につきましては、新型インフルエンザワクチン接種を受託医療機関以外で受けた方に対する助成でございます。

なお、13節、19節における繰越明許費につきましては、新型インフルエンザワクチン接種利用者負担軽減措置におきまして、65歳以上最終優先接種者の接種開始が1月15日から、年度末までの期間が短いこと、及びさらなる予防接種の必要性から国といたしましての繰越措置がとられたものであります。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 (高橋 完君)

3目環境衛生費につきましては、環境美化の推進、ごみ不法投棄防止事業、公衆衛生生活活動事業、それから環境計画推進事業、環境マネジメントシステム事務推進事業、公害対策事業、有害鳥獣対策事業、狂犬病予防事業に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の69ページから71ページをご参照願います。

8節報償費につきましては、環境美化推進委員60名への謝金、環境ポスターコンクール出展者への記念品代でございます。11節につきましては、防疫薬剤のほか事務消耗品費でございます。印刷製本費は環境副読本の増刷及び狂犬病予防集合注射周知用はがき印刷代、修繕料は消毒機械の修繕料でございます。12節役務費につきましては通信費、公用車損害保険料、

13節委託料につきましては、臨時粗大ごみ運搬処理、不法投棄ごみ処理業務、不法投棄監視パトロール及び撤去作業業務、河川水質検査業務、狂犬病予防集合注射業務委託料でございます。18節備品購入費につきましては、防疫薬剤散布機械の購入費でございます。19節につきましては、町有害鳥獣被害対策協議会への負担金及び町環境衛生組合連合会等への補助金でございます。

次に、2項清掃費1目廃棄物処理費につきましては、一般廃棄物処理業、資源回収処理事業、生ごみ処理機購入者への助成、環境美化施設整備補助及び山田ごみ埋立場の維持管理に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の71ページから74ページをあわせてご参照願います。

支出の主なものでございますが、1節報酬につきましては、廃棄物減量等推進審議会時のもの、8節報償費につきましては、39団体に対する資源回収奨励金でございます。11節需用費につきましては、ごみ収集計画表、廃棄物搬入申請書等の印刷代でございます。13節委託料につきましては、一般廃棄物収集運搬業務、山田埋立場の水質調査及びダイオキシン類検査業務及び埋立場の除草業務委託料でございます。

次のページをお願いいたします。19節負担金補助及び交付金につきましては、し尿処理、ごみ処理及び最終処分場運営経費の黒川地域行政事務組合への負担金のほか、生ごみ処理機等の購入補助及びクリーンステーションの整備補助金でございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

5款農林水産業費につきましてご説明申し上げます。

5款1項1目農業委員会費でございます。説明資料のほうは75ページから76ページのほうをご参照いただきます。

農業委員会費につきましては、農業委員会の定例会の開催と農業委員の活動に要した費用及び農地の集積、農家基本台帳の整備、農業者年金事務、後継者対策としての結婚相談活動、集落営農の支援等に要した経費で

ございます。

主なものといたしましては、7節は農業者年金の台帳整備補助賃金、8節は結婚アドバイザーへの謝礼、9節は農業委員の費用弁償及び職員の旅費、12節は登記事項証明書窓口の交付手数料などがございます。14節につきましては、県農業大会等、農業委員研修の際の車借上料でございます。19節につきましては、県農業会議への負担金のほか、認定農業者連絡協議会、町農業者年金加入者協議会への補助金が主なものでございます。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

2目農業総務費につきましては、町民研修センター、宮床基幹集落センター、吉田及び落合ふるさとセンターの施設管理、宮床ふれあい農園に要した経費を支出したものでございます。実施概況につきましては、説明資料の76ページをあわせてご参照願います。

支出の主なものでございますが、7節賃金につきましては、宮床基幹集落センター等の清掃賃金、11節需用費につきましては各施設の光熱水費及び修繕料でございます。12節役務費につきましては、通信費及び施設の火災保険料でございます。13節の委託料につきましては、町民研修センター窓口業務及び日直巡視業務、清掃業務及び防火設備等の保守点検業務等の委託料及びふれあい農園の管理委託料でございます。19節は、社団法人みやぎ原種苗センターと鳴瀬川水系さけ・ます増殖協会への負担金でございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長 （庄司正巳君）

続きまして、3目農業振興費でございます。説明資料のほうは77ページから78ページをご参照いただきます。

農業の振興、農業経営改善支援、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業、中山間地域への振興及び中山間地域等直接支払い交付金事業、農地等環境保全対策、水稻病虫害防除、農業用廃プラ適正処理への支援、たいわ産業まつり、制度資金利子補給等に要した費用でございます。14節は、認定農業者連絡会視察研修のバス借上料でございます。

次に56ページ、お願いいたします。19節は、農地・水・環境保全向上対策に係る町負担金、補助金としましては制度資金利子補給金、黒川農作物病虫害防除対策協議会への助成金、たいわ産業まつり、中山間地域等直接支払いの交付金、農地等環境保全対策事業、リースハウス事業への支援ほかでございます。

続きまして、4目畜産業費でございます。説明資料のほうについては78ページでございます。町畜産振興協議会を通じました畜産農家への研修等の支援のほか、町肉用牛素牛保留促進特別事業、簡易放牧促進事業等の経費となっております。

主なものといたしましては、19節、町畜産振興協議会への負担金、補助金としての町肉用牛素牛促進特別事業補助金、簡易牧柵促進事業補助金が主なものでございます。なお、繰越明許につきましては、飼料高騰対策緊急支援事業に係るものでございます。

続きまして、5目農地費でございます。説明資料のほうは79ページでございます。県営土地改良事業によるため池整備、王城寺原演習場周辺障害防止対策事業等に要した費用でございます。

主なものといたしましては、11節需用費は河川放流用稚魚代、イワナ、ヤマメに係るものや、農道橋新舞野大橋電球用に係る費用、15節は相川堰の修繕工事代となっております。16節は農道用補修の碎石代、19節は吉田川流域ため池組合、県営事業としての勝負沢ため池整備及び八志田堰水路整備事業負担金、補助金としての富谷奥部土地改良区に係る排水路堆積除去についての助成となっております。

次に、57ページでございます。6目水田農業構造改革対策費でございます。説明資料のほうにつきましては、79ページから80ページでございます。

米政策改革大綱に基づく水田農業ビジョンに沿った米づくり及び転作推進に要した費用でございます。

7節は転作確認立ち会いへの賃金、13節は農地管理システムの変更に係るもの、14節は水田管理台帳システムのリース料、水田農業視察研修の際のバス借上料でございます。19節につきましては、町地域水田農業推進協議会への交付金のほか、転作機械購入、集団転作組合事務費等への補助が主なものとなっております。

2項1目林業振興費でございます。説明資料のほうにつきましては、80ページをご参照願います。

林業の振興、森林整備、森林病虫害防除対策、蛇石せせらぎの森の整備等に要した費用でございます。

13節は、森林管理巡視員の業務委託及び林道除草業務のほか、松くい虫被害木等の伐採、蛇石せせらぎの森維持管理業務委託等でございます。19節は、県林業振興協会ほかへの負担金及び民有林育成対策推進事業、森林保全推進事業補助金、森林整備地域活動支援交付金が主なものでございます。

次に、58ページでございます。6款1項1目商工総務費でございます。説明資料のほうにつきましては、81ページでございます。

商工総務費につきましては、人件費等管理事務に要した費用でございます。

2目商工振興費でございます。説明資料のほうについては、81ページから83ページとなっております。

商工振興費は、中小企業振興資金の融資、商店街担い手支援及び町商工会への支援助成のほか、企業立地の促進及び企業誘致等に要した費用でございます。

7節は、仙台北部中核工業団地内の中央公園散策路除草に係る賃金、9節は企業訪問、企業立地セミナー等の参加旅費でございます。11節は企業案内看板の修繕、企業等懇話会の開催費用となっております。13節は、仙台北部工業団地のり面除草等に要した費用でございます。15節は、同じく仙台北部工業団地内側溝の修繕工事費となっております。19節は中小企業振興資金信用保証料、仙台北部中核都市連絡協議会への負担金のほか、町商工会への事業補助金、割増商品券の発行事業への助成、まるごと市実行委員会への商店街担い手支援事業の支援、商店街にぎわいづくり事業への支援、中小企業振興資金利子補給金、企業立地奨励金、内訳としましては

企業立地奨励金が3件、用地取得奨励金3件、早期創業促進奨励金1件に係る奨励金の支出、それから新エネルギー利用促進助成金等でございます。21節は中小企業振興資金の預託金、次の59ページ、22節は損失補償金になるものでございます。

3目観光費でございます。説明資料は84ページから85ページでございます。

船形山、七ツ森、南川ダムを主軸とした周辺観光施設を利用した自然型観光の推進、大和まるごとフェアのほか各種イベントを通じた地場産品ほかの物産の振興等、大和町物産協会への支援、まほろば夏まつり、仙台・宮城観光キャンペーンの実施、その他施設の管理に要した費用でございます。

主な内容としまして、7節につきましては升沢避難小屋や旗坂野営場管理などに係る賃金、9節は新米まつりin巢鴨や杉並区蚕糸の森まつりなどに係る旅費、11節は各種イベントに係る消耗品、はなやか広場雨漏り修繕を始めとする施設の小破修繕などでございます。12節は、各種施設建物共済分担金やはんてんのクリーニング代に係る役務費、13節は公園施設等管理業務の委託に係るもの、14節は高速道路の使用料、15節は四十八滝運動公園トイレ等修繕工事に係るものでございます。19節は、宮城県観光連盟会費のほか各種団体の負担金及び大和町観光物産協会並びにまほろばまつり実行委員会への助成等が主なものとなっております。以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

続きまして、59ページ、土木費についてご説明を申し上げます。説明資料につきましては、86ページから89ページを参照願いたいと思います。

1項1目土木総務費11節でございますが、法令の追録代、参考図書のほか、境界杭の購入に要したものでございます。

60ページをお開きいただきます。13節につきましては、道路台帳作成及び地積測量業務委託に要したものでございます。

12款予備費から充当した15万8,000円につきましては、昨年8月19日に仙台地方裁判所に訴えのありました土地境界標回復設置請求事件の裁判に係る弁護士の委託でございまして、詳細は本日お渡ししております認定第1号関係の説明資料、境界標回復設置請求事件について、これでご説明をさせていただきたいと思っております。

よろしいでしょうか。境界標回復設置請求事件裁判でございまして。一番の概要ということで、訴訟内容ということで、(1)に提訴と書いてございます。昨年8月19日、原告が町を相手として自宅土地の境界標、コンクリート杭ですけれども、これの回復設置を求め、仙台地方裁判所に提訴されたものでございます。

この経過でございまして、この1ページの3の裁判の経過、①、②に書いてございます。①でございましてけれども、平成16年10月24日に原告から、この当時は原告でございませぬが、その原告から電話依頼がございまして、土地境界について町の職員が立ち会った際に、隣人のブロック塀が原告の土地との境界の一方から町道側の境界に向かって7センチはみ出しているということを確認して、同年11月2日に原告と隣人の立ち会いのもとに町が測量し、境界プレートを設置するとともに、同年の12月28日、原告、隣人、町の3者により境界確認書を締結して円満に終了したところでございます。

位置関係につきましては、この一番最後の4ページの図面でご説明をしたいと思います。原告土地と被告土地とありますが、これは隣の方も訴えられてございまして、この隣の方が被告になってございまして。町ということではなくてですね。ここにブロック塀を被告が、隣の方が建てたわけでございますけれども、本来の境界線はこの図面からしますと、ホと書いてあるところに丸のコで書いてありますが、コンクリート杭がここにあるということです。ホから下のイというところまでが本来の境界線でありまして、ホからA地点まで7センチのこの三角形の部分が実は境界、ブロック塀がここに建っているわけでありまして、この分原告からするとはみ出していると。このはみ出した土地について、隣人に土地の明け渡し請求をしている裁判がございまして。

あわせて、何でそこになったかという、境界標が移ったかという、町が除雪を委託した際に、その業者が誤って境界標をイからAに移したと、

ぶつけて移動したと、それが原因だということで訴えがあったわけです。この境界標があったところ、頭が移動したところを目指して、その隣の人がブロック塀をつくったと、それがはみ出したというような内容になっておるものでございます。

戻っていただきまして、1ページの3)の②、原告は、平成19年6月に確認書を締結した隣人が死亡したことにより、隣の人のだんなさんが亡くなったんですね、このことにより確認書は無効になったということを主張されまして、平成19年8月に隣の方を相手にブロック塀の撤去を求め、調停裁判を起こしておりますが、結果的に調停は不調となったものでございます。平成20年10月です。その後、昨年11月に原告が隣の人を相手にブロック塀の撤去を求め、提訴をしております。一昨年です。昨年に入りまして、8月19日に町が提訴されたという内容でございます。

また1ページに戻っていただきまして、請求の内容でございますが、相手方の原告の請求ですが、請求箇所、先ほど言いました本来の地点にコンクリートの杭の境界標を設置せよと。それから、被告、町は原告に対し、金12万3,480円を支払えと。ブロック塀の一部を撤去する費用でございます。訴訟の費用は原告の負担とするというような内容での訴えでございました。

請求の原因につきましては、先ほど申しました隣人が設置したブロック塀は原告の土地がはみ出して設置したのは町の除雪作業により境界標が破損、移動したと、原告と隣人と境界が不明確になったことによるものだという内容でございます。それから、平成16年11月2日に町職員が原告、隣人立ち会いの上、測量して境界点に金属プレートの境界標を設置したが、それが剥離移動したと。平成20年11月7日に再設置したが、これはびょうを打っておりまして、固定しておりますが、また剥離移動が予想されるということでの請求内容でございました。

町の答弁としては、請求の趣旨に対する答弁として、原告の請求を棄却すると。それから、訴訟費用については原告の負担とするということで反論しております。

請求の原因に対する認否でございますが、除雪作業により破損移動したことは特定されておらず、ブロック塀設置は隣人の自由意志に基づくものであり、境界標の破損移動に起因したとは法的に評価しがたい、評価でき

ない。そもそも被告が境界標を設置する義務はないと。また、被告の行為と原告の損害発生との間には相当因果関係は存在しないということで反論してございました。

その後、2ページでございますが、裁判が、④からございますけれども、町として顧問弁護士、杜協同法律事務所に訴訟委任をして、昨年9月30日から口頭弁論が始まっております。⑨ですが、本年の3月9日には証人尋問として、その当時立ち会った職員が証人尋問で出廷しております。本年4月27日に判決をいただいております。判決は、原告の請求は棄却すると。主文ですね。それから、訴訟費用は原告の負担とするということでございます。

裁判所の判断であります。コンクリートの境界設置を町に求める理由がないと。それから、町が設置した境界標は接着材と2本のびょうで固定されており、新たにコンクリート杭を設置する理由が見当たらない。それから、町設置の境界標が不正確であるとする証拠はないと。それから、原告は町に損害賠償を請求する理由がないと、こういうことで判決をいただいておりますが、現在控訴されておりました、二審に移っております。訴訟内容については、一審の請求と同じ内容でございます。3ページでございますが、町の反論も同様の反論内容にしております。

3の裁判の経過と予定ということでありますが、本年7月6日に顧問弁護士に、高等裁判所に移りましたので、控訴委任をしております。8月30日に第1回の控訴審がございました。これは、判決日の調整と原告からの和解案の提出要請があったことについて協議をしております。③の9月22日に和解協議をしたいということであります。最終的に10月29日に判決になる見通しとなっておりますのでございます。

概要はこのような事件でございますが、本日お渡しした資料につきましては、本日説明する際の参考とするものでございまして、終了時に回収をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、決算書の60ページのほうにまた戻っていただきまして、14節につきましては、仙台法務局の用務の際の駐車料金でございます。17節につきましては、単価データ使用による著作権の購入でございます。19節につきましては、県道路協会ほか13団体への負担金でございます。

2項1目道路維持費でございますが、町道の維持修繕、側溝修繕及び舗装修繕、街路樹の剪定や除草、除雪等の町道維持管理と道路維持管理、公用車の車両管理及びせせらぎ水路の管理に要したものでございます。7節賃金につきましては、山間部の町道40路線、延長45.78キロメートルについて地元15地区で年2回の除草を委託したものでございます。その他、町道の補修や側溝清掃等に要したものでございます。11節につきましては、道路の修繕ほか、街路灯の電気料、せせらぎ水路の電気、水道料、公用車の修繕費に要したものでございます。12節につきましては、車両の保険料及び通信運搬費、これはせせらぎ水路機械設備の通報電話回線使用料でございます。13節につきましては、除雪融雪業務、除草業務、街路樹の剪定業務、せせらぎ水路の機械設備保守点検等に要したものでございます。15節につきましては、地域活性化臨時交付金事業、これ平成20年度の繰り越し事業で、権現堂海老沢線ほか3路線の側溝修繕、大崎三ノ関線ほか1線の舗装修繕、七ツ森大橋の橋梁修繕、吉田北街道線の道路修繕等の工事及び町単独事業として別所砂金沢線ほか1線の側溝修繕工事に要したものでございます。16節につきましては、砕石やアスファルト合材、グレーチング等、町道維持補修材料のほか融雪剤の購入に要したものでございます。27節につきましては、所管車両、3.5トンダンプの重量税でございます。

2目道路新設改良費につきましては、道路改良舗装工事に要したもので、主に国交省補助事業、防衛省補助事業の関連でございます。7節につきましては臨時職員の賃金、12節につきましては用地買収に伴う土地調査測量、不動産鑑定、登記業務に要したものでございます。13節委託料につきましては、町道小鶴沢線の立木伐採業務、交通ターミナル整備事業基本設計業務、吉田落合線ほか2線の路線測量及び道路詳細設計業務に要したほか、小鶴沢線の道路台帳作成、改良工事に伴う物件補償調査等に要したものでございます。14節につきましては、山下大沢線の仮設道路敷地使用料ほか、升沢線ほか3線の土地使用料及び土木積算システム機械の借上料でございます。15節につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金事業で、もみじヶ丘幹線4号の歩道乗り入れ部改良工事、国交省補助事業では山下大沢線と小鶴沢線の改良舗装工事、防衛補助事業では山ノ神禅興寺線ほか2線の改良舗装工事及び舞野蒜袋線の歩道設置工事、吉岡宮床線の舗装改良工事に要したものでございます。17節につきましては、交通ター

ミナル整備事業用地を取得したほか、小鶴沢線ほかの改良工事に伴う用地買収に要したものでございます。19節につきましては、大和リサーチパーク開発事業に伴う雨水排水負担金を仙台市に支払ったものでございます。22節につきましては、馬場後石高線の改良工事に伴う仮設配水管設置工事の補償及び小鶴沢線ほか道路改良工事に伴う支障物件の補償に要したものでございます。

3目橋りょう費の13節委託料につきましては、樋場橋の支障雑木の除去作業を下楡和田地区に委託したものでございます。

4目交通安全施設整備事業費の15節につきましては、交通安全工事として区画線やガードレールの設置、交差点路面表示工事を行ったものでございます。16節につきましては、カーブミラー、ガードレール反射体、反射式立て看板等を購入したものでございます。

62ページをお開きいただきたいと思っております。3項1目河川費につきましては、吉田川ほか6河川の河川敷の維持管理に要した経費でございます。7節につきましては、準用河川山田川の河道浚渫作業及び三峯防災調整池の除草作業、小西川支障木撤去作業の賃金でございます。11節につきましては小西川右岸樋門の電気料、13節につきましては、洞堀川の除草作業及び洞堀川河川愛護に委託したもの及び西川樵樋管操作管理を大崎地区に委託したものでございます。16節につきましては、オイル吸着マットの購入に要したものの、19節につきましては、河川愛護作業に対しまして大和町河川愛護会に補助したものでございます。

4項1目都市計画総務費の1節報償費及び9節旅費につきましては、都市計画審議会を1回開催したものでございます。7節につきましては、都市下水路の清掃人夫賃でございます。13節の委託料につきましては都市計画マスタープランでございまして、これは22年度へ繰り越しをしてございます。19節につきましては、都市計画協会ほか2団体への負担金でございます。25節につきましては、都市整備基金の利子積立でございます。

続きまして、3目下水道費でございますが、28節繰出金につきましては、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

4目の公園費につきましては、都市公園29カ所、都市緑地8カ所、緑道3カ所の維持管理に要したものでございまして、7節につきましては、臨時雇用創出事業に緊急雇用創出事業によりまして4名の臨時職員を雇用

し、都市公園遊具の塗装作業を行ったほか、吉岡東公園の除草清掃作業に対する人夫賃でございます。11節につきましては、南五福院公園ほか5公園の街灯電気料、水道料ほか、遊具やトイレの修繕、公園遊具の塗装資材の購入費等に要したものでございます。12節につきましては、公園遊具点検及びトイレ、東屋の建築火災共済金及び杜の丘公共用地新設水道検査手数料、吉岡東公園ほか6公園の回線手数料でございます。13節につきましては、大和町地域振興公社への都市公園指定管理委託料及び随意契約の委託料でございます。また、もみじヶ丘3号公園ほか4公園につきましては地元への委託をしておりますので、その委託料でございます。15節につきましては、経済危機対策臨時交付金事業で、杜の丘1号公園ほか4公園に対しましてコンビネーション遊具を設置いたしましたほか、公共投資臨時交付金事業で杜の丘公益用地の整備を行ったものでございます。19節負担金につきましては、みちのく湖畔公園事業負担金のほか日本公園緑地協会への負担金、杜の丘公益用地の水道加入金でございます。

5項の住宅費でございますが、木造戸建て住宅77戸、アパート140戸、合わせて217戸の維持管理に要したものでございます。

8節につきましては、12団地の住宅管理補助員への謝礼でございます。

64ページでございます。11節につきましては、住宅の雨漏り修繕、排水周りの修繕、電気設備の修繕等に要したものでございます。12節につきましては、住宅の火災保険料及びアパートの受水槽の給水施設の検査手数料でございます。13節につきましては受水槽の清掃委託、消防設備点検委託、特殊建物調査委託及び建物明け渡し請求事件弁護士委託に要したものでございます。14節につきましては、下小路住宅の借地料でございます。15節につきましては、公共投資の臨時交付金事業により、蔵下住宅1号棟の屋上防水修繕工事を行ったほか、木造住宅3棟の解体に要した工事費でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、あすの午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後4時50分 延 会